

④威海衛の租借（英吉利） 平和條約の擔保として、我が國の軍事的に占領してゐた威海衛には、明治三十一年五月二十五日、即ち我が軍撤退の翌日を以て、ユニオンジャックの英吉利の國旗が樹てられた。一つには對岸の旅順・大連に備ふるために、二つには腹脅の關係にある膠州灣を抑ふるために、三つには極東政策の一部として、此の灣の周圍の地と、灣口に横たはる劉公島とを、廿五箇年の期間を以て租借したのである。

同時にまた英吉利は、香港附近に散布する大小四十餘の島と、對岸の九龍半島とを併せて、九十九ヶ年の期間を以て租借した。一つにはその領土たる香港を保護するためで、二つには南支那地方に於ける己が勢力の策源地たらしめやうとするものである。

⑤廣州灣（佛蘭西） ついで佛國も亦、九十九ヶ年を期として、廣州灣を租借した。英吉利さ嗣を争ふて、南支那方面から蠶食しやうと云ふ野心であつて、それはやはり明治三十一年のことだ。⑥福建省（日本） かくて支那は、今や世界の噴火口とならぬこも保し難かつたから、我が日本も亦、同じく卅一年、臺灣島の對岸なる福建省について、不割譲條約を結ばしめた。東洋半和のためどころの贅澤な沙汰ではない、我が國防が頗る脅かされたからである。

清國人の排外心 ⑦支那國民大いに動く かくの如く、清國に對する列強の壓迫が遽かに剥甚

となつたから、清國の人心は大いに動き、進歩派は變法・自強の説を唱へて、國運を挽回せんと欲し、守舊派は排外・攘夷の念を固くして、その積憤を漏らさんことを期した。前者は法制の改変を行ふてまづ自國の強を圖り、然る後に外敵に當らうと云ふ理性論者にして、光緒皇帝を中心とする一派、而して後者は、たゞ徒らに慷慨悲歌する感情論者にして、西太后を中心とする一派の人々である。

⑧守舊派の優勢 やがて西太后は、皇帝を幽閉し、簾を垂れて政を聽いた。されど、守舊派のために叫ぶ萬歳は、清國の破滅を毒ぐ惡魔の聲なるを如何せん。「中華」の自負に甘く醉ひつゝ。無謀にも政府は、閉關・罷約（關門を閉ざし、既に約せる）の主義を翳して突進した。地方の大官は、扶清滅洋（清國を扶けて、西洋を滅ぼすとの意）を唱へて憚らなかつた。

拳匪の亂 ⑨義和團の蜂起 明治三十三年、義和團と稱する暴徒が、山東省の各地に蜂起し、ついで直隸省の南部に及び、扶清滅洋を旗幟として、キリスト教會堂を毀ち、或は外人を殺傷する等、頗る暴戾を極めた。義和團はまた拳匪とも云ふ。團員悉く義和拳と稱する體術をよくするが故に、この名があると云ふ。

⑩匪徒の猖獗 當時の清國政府は、匪徒の勦討を計らずして、反つて之を庇護したから、彼等は

益々猖獗を極め、明治卅三年・五六月の頃には、北京・天津間の交通は全く杜絶え、北京市内の教堂・洋館は相次いで焼かれ、外人の殺傷は益々激しかつた。

各國公使館の包囲 やがて公然と兵を率ゐて來り援くる地方大官が相次いだ。殊に清廷は、上諭を奏して列國に宣戰を布告する程になつたから、匪徒の勢は益々強く、遂に進んで各國公使館を包囲した。我が公使館書記杉山彬や、ドイツ公使ケツトルは、悼ましくもそのために殺害せられた。

**列國の出兵と媾和** 北京公使館の救援 ここに於て英國東洋艦隊司令長官シーモアは、聯合艦隊司令長官に任せられて、太沽砲臺を陥れ、また我が陸軍中將山口素臣は、聯合軍總指揮官に任せられて、天津を陥れ、ついで北京に攻め入りて、重圍の中にあつた列國公使館を救援した。時に三十三年八月十四日。云ふまでもなく我が軍の武威は、この戦役によりて、益々海外諸國に發揚された。

**清帝の西安遷幸** 北京陥落翌十五日朝、光緒皇帝は西太后等と共に、倉皇として城を出で、遂に陝西省の西安府に遷幸せられた。西安は古の長安で、周・秦・前漢・隋・唐等の都城の地、まさに四塞ノ險の要地である。こは云へ、一朝にして幾百千年の大逆歩をすらなし兼ねまじい支那

の今後の想はれて、物哀しい。

攻防三晝夜に亘る戦の後、十七日、北京は始めて聯合軍の手に歸して、整然たる秩序の平時に復した。またやがてドイツ元帥ワルデルゼーも、聯合軍總指揮官として着清したから、聯合軍の氣勢は彌が上にも昂まつた。

**【考察問題】** (1)明治廿三年、北京攻撃に際して、日本は最多數の兵を動員するの名譽を擧つたが、それは全く時の英國首相ソールスベリーの斡旋であつた。實際、日本のかかる大動員に對しては、列國が反対し、殊に獨逸が反対した。よりて今、以上の賛成及び反対の理由を、次の事實から考察せよ。 (1)ソーラスベリーは日英同盟の首唱者であつたこと。(2)日本は後進の國であつたこと。(3)獨逸は世界第一を誇る陸軍國であつたこと。

(2)聯合軍總司令長官として、獨逸將軍ソルデルゼーの任命を見たのは何故か。

**媾和** こゝに於て清廷は、慶親王及び李鴻章をして、列國(獨逸・奥地利・匈牙利・白耳義・西班牙・北蘭・露西亞の)との和を議せしめ、(1)元凶の處罰、(2)償金四億五千萬海關兩の支出等を約して局を結んだ。時に三十四年九月。

されど以上は、清國の蒙つた有形的損失に過ぎない。國民的意氣の阻喪、更に加はる歐米列強の壓

迫・東洋の大不幸等と、無形の損失を擧げるならば限りなく大きい。我等は清國人と提携して、この不幸を救はねばならぬ。

### 【日英同盟】

露國の態度	
●満洲出兵	北清事變 出兵・満州三省の占領)
●露清密約と各國の抗議	(清國に對する要 求輕減の運動・單獨媾和希望・露清密約締結 に對する日英米の抗議・抗議を聽いた理由)

●日英同盟の締結 (北支那及び朝鮮での衝突・中部支那及び印度での衝突・國策の衝突・卅五年一月・光榮ある孤立をして、日英同盟・東洋平和と清韓の領土保全・防禦同盟。  
五ヶ年)  
●露國の讓歩(卅五年・撤兵の約をなす)

■黒龍江・吉林・奉天の所謂満洲三省を悉く占領した。

■露清密約と各國の抗議 北京談判に際して、(1)露國は、列國の清國に對する要求をつとめて

て進軍し、僅か數ヶ月ならずして、早

くも黒龍江・吉林・奉天の所謂満洲三省を悉く占領した。

輕減しやうと奔走した。之れ清國の歓心を買はんがための舉であつて、満洲占領が著々として成功した理由の一をなすものだ。(2)また露國は、列國と歩調を揃へての媾和締結を避けて、單獨媾和の形式を選んだ。之れ露國は、列國の叫ぶ清國の門戸開放と領土保全とに反対であるからである。

果然、露清密約が締結されたとの噂がたつた。この密約は、満洲に於ける實權を露國の掌中に與へるものであるらしく、之を倫敦タイムスが探知して、廣く世界に報導した。そこで日・英・米の三國は、直ちに清廷に對して、その破棄を勧告し、ついでまた我が國は、露國に向つて抗議を發した。

露國は我が國及び英米の抗議を柔順にも聽いた。けれどもそれは、南滿洲鐵道の工事がまだ完成せず、從つて軍隊の輸送力が極めて圓滑を缺いたからで、たゞ表面の柔順にすぎない。内實に於ては、毫も満洲占領の念を棄てなかつた。

■日英同盟 ①日英同盟の締結 此の時に當りて、東洋に於ける英國の利害は、我が國のそれと頗る共通的なものがあつた。具體示すれば、巨文島(朝鮮全羅南道)租借問題の失敗や、その國の軍艦が露國の軍艦から旅順港を逐はれたこと等、すべて北支那及び朝鮮に關しての事件がある。

それは云はゞ前哨線、衝突だ。またその國の勢力圈たる中部支那、及び、領土たる印度が脅かされるといふ事實がある。それは將に來らんとする中堅部隊或は本隊の衝突であつて、而してなほ後續部隊或は國民的大衝突として、英・露兩國間に横はる傳統的な確執がある。外ではない。海を求めて進まうとあせる政策と、それを阻まうとする政策との衝突で、かつては黒海方面ごベルシヤ灣方面とで行はれたが、いまや日本海方面で行はれやうとしてゐる。

是に於てか、日英同盟の機運は愈々熟して、卅五年一月、倫敦に於て、わが駐英公使林董と、英國外務大臣ラッスダウン侯との間に調印を了つた。由來英國は、「光榮ある孤立」を守つて、大陸諸國が殆んど悉くナボレオンの麾下に靡いても、己れ獨りは土俵を強く踏みしめて倒れなかつた。獨・塊・伊の三國が提携し、露佛の二國が協働しても、己れ獨りは北海上に孤立して、常に三軍を叱咤して全世界を横行した。然るに今や、彼はその孤立を棄てたのだ。棄てゝ而も極東の年少國たる我が日本と提携したのだ。流石に老練なる外交國ではないか。

第一條 兩締盟國は相互に清國及び韓國の獨立を承認したるを以て、該二國、孰れに於いても、全然侵略的趨向に制せらるべきことを聲明す。然れども、兩締盟國の特別なる利益に鑑み、即ち、其の利益たる大不列顛國に取りては、主として清國に關し、又日本國に取りては、其の清國に於いて有する利益に加ふ

るに、韓國に於いて、政治上並びに商業上及び工業上、格段に利益を有するを以て、兩締盟國は、若し右等利益にして、別國の侵略的行動に依り、若しくば清國又は韓國に於いて、兩締盟國孰れか其の臣民の生命及び財産を保護する爲め、干涉を要すべき騷擾の發生に因りて、侵迫せられたる場合には、兩締盟國孰れも、該利益を擁護する爲め、必要缺く可からざる措置を執り得べきことを承認す。

第二條 若し日本國又は大不列顛國の一方が、上記各自の利益を防護する上に於いて、別國と戦端を開くに至りたる時は、他の一方の締盟國は、嚴正中立を守り、併せて其の同盟國に對して、他國が交戦に加へるを防ぐことに努むべし。

第三條 上記の場合に於いて、若し他の一國又は數國が、該同盟國に對して交戦に加はる時は、他の締盟國は來りて援助を與へ、協同戦闘に當るべし。媾和もまた該同盟國と相互合意の上に於いて、之を爲すべし。

第六條 本協約は調印の日より直ちに實施し、該期より五年間、効力を有するものとす……後略……

即ち、第一條は東洋の平和及び清韓の領土保全に關する聲明である。第二條及び第三條は云はば防禦同盟的の規約である。東洋に於いて、他の二國以上が聯合して、同盟の一と開戦する場合には、他の一は之を援助すると云ふ定めであつて、最後に第六條は期限を五ヶ年とするこいふこと

である。

**白露國の譲歩** 是に於いて露國の滿韓政策は、猛然、日・英・清・韓四國の反対をうけることとなつたので、大いに譲歩する所があり、遂に卅五年四月、満洲還附條約を締結するに至つた。その條約によれば、「條約調印後の六箇月以内に盛京省の西南部より、次ぎの六箇月以内に盛京省の残部及び吉林省より、最後の六箇月以内に黒龍江省より撤退する。」といふ定めである。

【練習問題】(一)北清事變(美術)。(二)支那における列強の租借地。(三)日英同盟締結の次第及びその内容(高校)。

## 第十四章 明治三十七八年の戦役

**原因** 一 東洋平和の攪亂 當時のイギリスは、極東方面に於ては、侵略主義をとることをつとめて避けた。「未知數的な露國の勢力に躊躇して、この退却策を選んだのだ。」とも評される。即ち、

日英同盟を締結し、その威力を藉りて、露國の日本海侵出策を阻害しやうと企てたわけだ。されど如何せん、權力即正義の觀念が、隈なく世界に侵み亘つてゐるその頃では、國際的規約の條文も、動くもすれば「一片の反古だ、虚勢を示す空中樓閣に過ぎないものだ。」とすら思はれた。然り、果

せる哉、露國は、この日英同盟を眼中におかず、佛蘭西を財布とし、獨逸の従順を利用して、鳥なき里の滿韓の野を自由に馳驅奔馬した。

然るに同盟の力は思ひの外に強かつた。利を見て集まる露・佛や獨・奧・伊の物質主義的同盟と異りて、何處までも、極東の君子國と西歐の紳士國との精神的結合であつたから、眼前に去來する小利小損を顧みず、東洋平和の大旗幟の下に、奮然として我は戰ひ彼は援けた。日露戰争はかくして起つた。かくして勝つた。而してかくして我は世界列強の勇名を謳はるるに至つたのだ。

滿鮮に於ける露國の野望的經營を具體示すれば、第一は撤兵の不履行だ。たゞ盛京省の一部から、第一期の撤兵をしただけで、後は恬々として顧みない。第二は日露協商の無視で、韓國の内政不干涉の約文に、何等の尊敬をも拂はない。而して第三は軍備の積極的充實だ。旅順口の要塞を修めては、東洋第一の軍事的策源地たらしめんことを期し、大連の市街及び港灣を築造しては、一旦緩急あらん日の海陸連絡の圓滑を企劃する。或は東洋艦隊を増遣し、また滿鮮軍兵の増加を圖る等、全く飽くことを知らぬ虎狼の横暴を極めた。

二 道德的不遜 時に我が國は、あくまでも平和的の協商によりて、事の解決を圖らんと欲し、前後凡そ十回に亘る交渉を重ねた。されど彼は誠意を有せず、徒らに月日をすぐし、あはよくば我

が日本々國をも併呑せんず概を示した。

原因	(一) 東洋平和の攬亂(撤兵の不履行・日露商の無視・軍備の積極的充實)
	(二) 道徳的不遜(條約の不履行や時日の遅延)
	(三) 國交の斷絶(廿七年二月六日國交斷絶・聯合艦隊の出動・仁川沖の大勝・旅順口外の大勝)
開戦	(國民の歡呼)
	(一) 宣戰の詔(二月十日)
	(二) 日本海々上權の獲得(海上權獲得の必要・浦連勝・海陸の勝)
	(三) 艦隊封鎖(旅順口閉塞)
	(四) 陸軍の進撃(大山巖・兒玉源太郎・黒木爲楨・奥保鞏・野津道貫・諸軍の激戦地)
旅順	旅順口攻陥の必要、天險と人工・バルチック艦隊の東航・滿洲軍の南下、我が軍の猛蹴
攻陥	(廿八年一月一日攻陥)
日露	

日本武士道に、一抹の汚點を注がうとするものだ。侮辱を避けやうとする反抗や、純潔を保とうとする争闘は、利害の彼岸に立つて熾烈に働くものであることを忘れてはならぬ。年二月六日、彼我の國交は正式に断絶した(最後の通牒)。直ちに「司令長官東郷平八郎の率ゐる聯合艦隊は、部署を定めて某々方面に出動した。」との報は傳へられた。かくて國民みな萬歳を叫んで、勇躍を禁じ得ない時、またしても、「瓜生艦隊は仁川沖でワリヤーク・コレーツの兩敵艦を擊沈し、また東郷司令長官自らの率ゐる本艦隊は、旅順口で敵艦隊を奇襲して、戦艦一隻を擊沈しほか數隻を大破せしめた。」この號外を手にした。あゝ、津々浦々に山彦した國民的大勝興が想ひ出される。

戦争
奉天會戰(全軍と全軍との大戰争・我が軍の大勝)
日本海々戰(皇國の興廢は此の一戰・大勝を得)
(一) 米國大統領の斡旋(ルーズベルト)
(二) ボーリスマス會議(廿八年九月・小村壽太郎・ウイツテ・韓國監理の承認・租借地大連旅順の移譲・南滿洲鐵道及び該線附屬の利權の譲渡・樺太南半の割譲)
(三) 大觀兵式(同年十月・旅順沖)
(四) 大觀兵式(三十九年四月・青島練兵場)

それは緊張と歡喜との溢れ溢る、一大交響樂であつたのだ。

#### 宣戰の詔

二月十日、宣戰の大詔は煥發された。冒頭に曰く、

天祐を保有し、萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は、忠實勇武なる汝有衆に示す。

朕、茲に露國に對して戰を宣す。朕が陸海軍は宜しく全力を極めて、露國と交戰の事に從ふべく、朕が百僚有司は宜しく各々其の職務に率ひ、其の權能に應じて、國家の目的を達するに努力すべし。凡そ、國際條規の範圍に於いて、一切の手段を盡し、遺算なからんことか期せよ。

さ。續いて宣戰布告の御理由を、親しくお述べ遊ばしてゐる。前に掲げ奉つた清國に對する宣戰の詔と、形式はほど同様である。

**海陸の連勝** 一・日本海海上權の獲得 大いに滿蒙に輸贏を決しやうとする我が軍の策戦は、何より先づ、日本海々上權の獲得に注がれねばならぬ。戰の初めに於いて、運送船常陸丸に乗つた將卒が、不意に敵艦に襲はれて、勃々たる雄心を抱きつゝ、空しく海底に沈んだ物語は、悼ましさの限りない犠牲であつた。

されどまもなく、露國の浦鹽艦隊は、上村中將の率るる我が第二艦隊のために自由を失ひ、また東鄉大將自らの率ゐる第一艦隊は、旅順口を完全に閉塞したから、之より忠勇なる我が將卒や、眞心こめた國民よりの兵糧兵戈は、無事に大陸に著くことが出来た。卅七年二月二十四日から同年五月三日に至る二ヶ月半餘に、前後十三回の悲壯極まる閉塞戦や、就中、軍神廣瀬中佐の赫々たる武勳は、今なほ我等の耳目に新たな所である。

**四・陸軍の進撃** 陸軍にては、元帥大山巖を滿洲軍總司令官、陸軍大將兒玉源太郎を同軍總參謀長とし、第一軍は黒木爲楨大將之を率る、朝鮮鎮南浦より上陸して、凡そ京義・安奉の鐵道線に沿ふて北進し、第二軍は奥保羣大將之を率る、金州半島の鹽大漢に上陸して、凡そ南滿洲鐵道線に沿ふ

て北進し、而して第四軍は野津道貫大將之を率ゐ（初めの川村獨立師團が後に編成を改めて第4軍となつた）、遼東半島の大孤山から上陸して、第一・第二兩軍の間を、巧みに連絡を保つゝ北進した。以上の三軍は、遼陽附近で相會し、大舉して、敵の主力を奉天附近に纏滅せしめやうといふ軍略である。  
九連城・鳳凰城・連山關・摩天嶺等は第一軍の激戦地、金州・南山・普蘭店・得利寺・熊岳城・蓋平・大石橋・海城等は第二軍、岫巖・栎木城等は第四軍の激戦地である。尙ほ遼陽・沙河等は、諸軍聯合後の活躍を物語る新戦場である。

**旅順口の攻陥** 別にまた乃木希典大將の率ゐる第三軍は、旅順口に向ひ、東郷大將の本艦隊と呼應して、二月以來屢々猛襲に猛襲を試みた。蓋し、旅順口艦隊の完全な封鎖は、我が日本海々上權の確實な掌握であり、またその守備兵の完全な壓服は、我が滿洲軍の後顧の患の完全な剪除であるからである。

されど旅順口は、天險と人工とを兼ねた難攻不落の要塞である。加ふるに戦まさに酣なる頃、バルチック艦隊は大舉して東航するとの噂を傳へた。浦鹽艦隊の遁入によりて、旅順口艦隊が孤立無援に陥つたからだ。圍みを衝いて、大いに日本海上を荒さうといふのだ。また遼陽・奉天へ退却した主力軍は、策戦を一轉して、遼東半島へ南下するとの噂を傳へた。彼等によれば、退却は、

敗戦の退却でなく、豫定の退却、即ち策戦上の退却であつたから「策戦を一轉する」等と偽語するのだ。ナボレオン一世をモスクーに遷へ擊つた故智を倣はふとでも云ふのだらう。敵の有利は味方の不利だ。難攻不落なる文字が、我が陸海軍の辭書にあるものかと、力戦苦闘、肉弾に肉弾を重ねて、十二月、二〇三高地を奪取した。一〇三高地は旅順口要塞第一の形勝の地。されば之より、港内の敵艦及び幕營の瞰射は云ふまでもなく、諸砲臺の攻撃も自由となつて、東鷄冠山・二龍山・松樹山等が相次いで陥落した。

三十八年一月一日、果然、守將ステツセルの牙城には、力なくも白旗が掲げられた。大日本帝國萬歳。「戰勝」の豫想は、こゝにまた完全な一步をふみしめた。

**奉天會戰** 旅順口の陥るや、我が滿洲軍は、全軍を以て敵の全軍に内薄し、奉天に於いて、一兵をも残さず討滅するの策を定めた。かくて二月下旬、第一軍は右翼より、第二軍は左翼より、第四軍は正面より、而して第三軍は敵背より進んだが、やがて三月十日、日章旗は奉天城の内外に勇ましくも翻つた。日露戰爭陸戰史の最後を飾るものとして、またなく輝かしい。

**日本海海戰** こゝに於いて、東洋における露國の海陸兩軍は、全く戰鬪力を喪つた。とは云へ、かねて東航の噂のあつたバルチツク艦隊は、五月初旬、臺灣海峡を越えて東支那海に入り、愈々

對馬海峡から日本海に迫らうとしたので、我が國民は少からず憂慮した。蓋し、日本海上の一大決戦に、我若し不幸にして敗れんか、まづ制海權が奪還される。次に數十萬の滿洲軍が本國との聯絡を遮断される。かくて云ふまでもなく我が國の慘敗だ。我が全國土が敵の蹂躪の侮辱をうけぬとも限らない。確かに「皇國の興廢は此の一戦」にあるのだ。

戰は五月廿七日の午より暮に至つたが、その間、我が軍は隊伍堂々、正奇の妙を盡して大いに敵陣を混亂せしめ、或は捕獲、或は擊沈、たゞ僅かに六隻を逸したばかりに過ぎなかつた。而も提督ロジエストウエンスキイ・司令長官ネボカトフ以下六千百餘名の將卒は、相率て我が軍門に降参したのだ。世界海戰史上に稀に見る鮮かさではないか。

**【考察問題】** (一) "England expects every man to do his duty" の句につきて知る所を述べよ。(二) 東郷提督はロジエストウエンスキイ提督に、乃木將軍はステツセル將軍に、グラント將軍はリード將軍(合衆國南北戦の)に、何れも佩劍のまゝの降伏を許した。英雄の風韻を想へ。(三) 英國海軍協會は、東郷大將に懇意して頭髪を求め、それをネルソンの遺髪と共に、尊嚴なる記念として秘藏してゐる。また大統領ルーズベルトは、大將を國賓としてホワイトハウスに迎へた時、「予は既往、幾多の名士を迎へたるも、未だ曾て閣下の如き榮譽ある人を迎へたること無し。今後も、斯かる光榮に接する機会が無い」と云つた。大將の世界

的名聲を想へ。(四)沈默は金なり。雄辯は銀なり。」「獅子は兎を撃つにも全力を以てす」。之等は大將の信條の一つである。風格の一端を窺へ。

**媾和**　●米國大統領の斡旋　やがて八月、アメリカ合衆國大統領ルーズベルトは、戦争の繼續を以て人類一般の不利益だとして、日露兩國の各々に書を致して、媾和の成立を斡旋した。その一節に曰く、

合衆國が日・露兩國と好友親善の關係を保つや久し。合衆國は此の兩國の繁榮福祉を祈ると共に、此の二大國民間の戰争に因り、世界の進歩の阻礙せらるゝを感ず。故に、大統領は日・露兩國政府に於て、兩國自己の爲めのみならず、文明世界全體の利益の爲め、相互間に直接の媾和談判を開始せんことを切望す。

●ボーツマス會議　日露兩國は大統領の斡旋を容れ、媾和全權委員として、我よりは外務大臣小村壽太郎、彼よりはウイツテを任命して、合衆國のボーツマスに會議せしめた。やがて九月五日、條約の調印終る。其の中に曰く、

第二條　露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て、政治上・軍事上及び經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本帝國政府が韓國に於て、必要・認むる指導・保護及び監理の措置を執るに方り、之を阻礙し、又は之れに干渉せざることを約す。……後略

第五條　露西亞帝國政府は、清國政府の承諾を以て、旅順口・大連灣、並びに其の附近の領土及び領水の租借権、及び該租借権に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利・特權及び讓與を、日本帝國政府に移轉譲渡す。……後略

第六條　露西亞帝國政府は長春（寛城子）・旅順口間の鐵道、及び、其の一切の支線、並びに同地方に於て、之れに附屬する一切の權利・特權及び財產、及び同地方に於て該鐵道に屬し、又は其の利益の爲めに經營せらるゝ一切の炭坑を、補償を受くることなく、且つ清國政府の承諾を以て、日本帝國政府に移轉譲渡すべきことを約す。……後略

第九條　露西亞帝國政府は、薩哈連島（樺太島）南部及び其の附近に於ける一切の島嶼、並びに該地方に於ける一切の公共營造物及び財産を、完全なる主權と共に、永遠に日本帝國政府に譲與す。其の譲與地域の北方境界は、北緯五十度と定む。……後略

第一條は韓國監理の承認、第五條は租借地大連・旅順の移譲、第六條は南滿洲鐵道及び該線附屬の利權の譲渡、第九條は樺太南半の割譲である。

【考察問題】（一）東洋永遠の平和のために、我が國が韓國を監理するに至つたまでの本筋を述べよ。（二）媾和條件の不首尾は、いたく國民を憤慨せしめ、全國の新聞紙は筆を揃へて當局の無能を諷刺し、國民大會

は各所に開かれた。はてはキリスト教會堂の破壊・電車の燒討う・元老大官邸の襲撃・巡査の拔劍・軍隊の出動などと相ついで、遂に東京には戒厳令(かげんれい)が布かるに至つた。(1)この國民的憤慨を如何に批判するか。(2)所謂當局の無能には情狀酌量すべき所が少くないが、それは如何なる點か。(2)赫々たる戰捷と痛快すべき媾和條件との對照は、豐太閤の朝鮮征伐にもよく似てゐる。國家的實力のまだ認められてゐなかつた當時の我が國を顧みよ。

**諸軍凱旋** (一)大觀艦式 十月、司令長官東郷平八郎は、聯合艦隊を率ゐて、横濱沖に凱旋したから、その二十三日、天皇は親臨して、觀艦式を擧げさせられた。式に列れる艦艇は、戰利艦を合せて、その數、すべて百七十隻、實に千古の偉觀であつた。

(二)大觀兵式 また滿洲軍總司令官大山巖も、同軍總參謀長兒玉源太郎以下の總司令部員を率ゐて、十二月に凱旋し、ついで諸軍も續々として引き上けたから、翌年四月三十日、天皇は、凱旋記念大觀兵式を青山練兵場に舉行せられた。參加將卒三萬餘人、軍容大いに振ひ、曠古無比の盛典であつた。

【練習問題】 (一)日露戰爭の原因を詳述せよ(陸士) (三國干涉の頃からの事を叙述する必要がある) (二)日露戰役中の三大戰闘について詳述せよ(陸戦として奉天・海戦としては日) (本海・洋陸協同としては旅順口) (四)日露戰役の結果(女高師)。

## 第十五章 戰後の經營、諸外國との關係

### 【戰後の經營】

#### 平和克復につきての詔

〔大詔〕

明治三十八年十月十六日、即ちボーツマス條約の公布と共に

に、天皇は左の大詔を下し給ふた。

世運の進歩は頃刻も息まず。國內外の庶政は一日の懈もなからむことを要す、偃武の下、益々兵備を修め、勝戦の餘、愈々治教を張り、然して後始めて能く國家の光榮を無彫に保ち、國家の進運を永遠に扶持すべし。勝に狃れて自ら裁抑するを知らず、驕怠の念從つて生ずるが如きは、深く之を戒めざるべからず。汝有衆其れ善く朕が意を體し、益々其の事を勤め、益々其の業を勵み、以て國家富強の基を固くせんことを期せよ。

(一)大臣の訓令 同時に内務大臣は、訓令を地方長官に傳へ、聖意奉戴に關して、注意を促し、つ

いで文部大臣も、また訓令を發して、向後、一層奮勵努力して、忠君・愛國の精神を培養し、正直・勤勉・忍耐の諸徳を養成し、進取の觀念、勤勞を尚ぶの氣風を助長し、また貯蓄を重んずるの習慣を作らしむべく、勝に狃れて、或は安逸・遊惰に傾き、或は驕傲・奢侈に陥るが如きことなく、また益々體育を勵むべきことを諭した。

**租借地その他の諸經營** ①租借地の經營 旅順・大連及びその附近の地の統治については、初めは關東總督府を旅順に置いたが、卅九年八月に至り、總督府を廢して都督府をおき、その下に旅順・大連・金州の三民政署を置いた。されど其の後も更に改めて、都督府を廢して關東廳をおき、その下に旅順以下の三民政署を置くの現状とした。

別に旅順口には第五海軍區の鎮守府をおいたが、世界大戰の後、日英米三國海軍協定の結果、それを廢した。

【考察問題】 (一) 關東州の長官としては、初めは武官に限りて任命された。然るにそれが今や文官長官の任命をも見るに至つた。この改變の理由如何。(二) 武官總督に限られたものが、文官總督の任命をも見るに至つたことは、朝鮮及び臺灣についても同様である。理由如何。

また官民合同の資本を以て、南滿洲鐵道株式會社を設立した。長春・旅順間及び奉天・安東縣間の

鐵道の本支線、その沿線の鑛山採掘・水運及び電氣等の經營をはじめとして、朝鮮の鐵道線路をも、交通の圓滑をはからんがために管理する。

但し、鐵道附屬地の民政のためには、關東廳配下の六警務署(鐵嶺・遼陽・奉天)が之に當る。

②樺太の經營 國境標樹立のことは、四十年十月に至りて完了した。また同島の民政についてはまづ三十八年、民政署を眞岡(アカ)におき、(泊に移す)、ついで四十年、民政署を廢して樺太廳ごし、やがて治所も大泊から豊原に移した。

③財政問題 進んでは益々陸海軍備を擴張せねばならぬ。「國威發揚についての前哨線に立つものは、數十百萬の精兵と艦船だ。」とは、當時の世界の思潮であつた。また退いては十數億圓にも當んだ國債を償却せねばならぬ。その日の糧にも窮することは、巨萬の富を擁すること、同様に、國民の生命を蝕むものだ。

かくて財政問題が叫ばれて、まづ第廿二議會(自三十八年至三十九年)では、鐵道の國有が議決された。(鐵道國いてはまた軍事的)ついで鹽・煙草等に關する專賣法が設けられ、或は諸種の稅が徵收された。形ある外敵に對する干戈の奮闘も困難であるが、無形の觀念を對象として進む平時の奮闘は更にむづかしい。まさに老若男女の全國民が總動員をなすべき時だ。

**戊申詔書** ①財政の危急 抑々日露戦争の開始前には、我が國債は五億六千四百餘萬圓にすぎなかつたが、ボーツマス條約締結の際には、十八億七千餘萬圓の巨額に達し、また歲計豫算も、戦前の二億餘圓に對して、戦後は實に六億餘圓を越ゆるやうになつた。財政危急の事情は、この一例だけでとも充分に窺へやう。

②浮薄の風 戰捷の國民が浮薄輕佻に陥ることは、古往今來の通則らしい。一つには大緊張の後の大弛緩であり、二つには戰捷の驕りであらう。こは云へ、我が國民までが凡人のこの法則に支配されるこは嘆かはしい。法則を破る所に天才國民の閃きがあるではないか。

③詔書の煥發 四十一年十月十三日、天皇は深く時勢を御軫念遊ばして、畏くも戊申詔書を煥發せられた。我等國民たるもの、忠實・勤儉の風を修め、信義醇厚の俗を躊躇み、國運發展の本を固めて、無窮の聖恩に報ひ奉る所がなければならぬ。

### 【諸外國との關係】

**大使交換** 明治卅七八年の役の結果、我が國は、一躍して世界一等國の列に上つたから、英國は率先して大使を我が東京におき、我が國もまた大使を英國に遣はした。然るにその後ち米・獨・佛・奥・伊・露等の諸國も之に倣ふた。條約改正の件で、僅か數年前まで懶んでゐたとは思へぬ程の

大飛躍だ。

### 日英同盟

①日英同盟の擴張 卅八年八月、駐英大使林董と英國外務大臣ラムズダウンとの間

大使交換(日露戰爭後・まづ英國・ついで諸國)

②日英同盟の擴張(卅八年八月・韓國を印度まで)

日英同盟 攻守同盟・韓國保護權・十ヶ年期限

③日英同盟の改訂(四十四年七月・總括的仲裁を判

云云の項を挿入)

日佛(四十年六月・清國の領土保全・アヅヤ大陸における

協約 地位並びに領土權の相互尊重

④日露協約(同年七月・ボーツマス條約その他の尊

重・清國の獨立及び領土保全)

⑤日露新協約(四十三年七月)

に對する機會均等主義を確實にし、以て、清國に於ける列國共通の利益を維持すること。

(ハ) 東亞及び印度の地域における兩締盟國の領土權を保持し、並びに該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護すること。

を目的とする、左の各條を約定せり。

第二條 兩締盟國の一方が、挑發<sup>てうばつ</sup>すること無くして、一國若しくは數國より攻撃を受けたるに因り、又は一國若しくは數國の侵略的行動に因り、該締盟國に於いて、本協約前文に記載せる其の領土權又は特殊利益を防護せんが爲め、交戦するに至りたるときは、前記の攻撃又は侵略的行動が、何れの地に於いて發生するを問はず、他の一方の締盟國は直ちに來りて、其の同盟國に援助を與へ、協同戰闘に當り、媾和も亦双方合意の上に於いて、之れを爲すべし。

第三條 日本国は韓國に於いて、政治上・軍事上及び經濟上の卓絶<sup>たくせつ</sup>なる利益を有するを以て、大不列顛國は、日本國が該利益を擁護増進せんが爲め、正當且つ必要と認むる指導・監理及び保護の措置<sup>そし</sup>を、韓國に於いて執るの権利を承認す。但し、該措置は、常に列國の商工業に對する機會均等主義に反せざるを要す。

第八條 本協約は……中略……調印の日より直ちに實施し、十箇年間効力を有す。……後略。

(1) 同盟の目的を概記せる前文(イ)(ハ)を見よ。「平和確保」及び「領土權及び特殊利益の尊重」の範囲は、印度まで推し及ぼされた。(2) 第二條を見よ。從來の防禦同盟は今や攻守同盟に改め

られた。(3) 第三條を見よ。韓國に對する我國の保護權が明かに承認された。(4) 第八條を見よ。五箇年期限は十ヶ年期限に延ばされた。

四・日英同盟の改訂 然るに明治四十四年七月、改訂日英同盟の條約が、駐英大使加藤高明と英國外相グレーニーの間に調印された。從來のものと大同小異であるが、特に左の條文を入れたことが注目に値する。

第四條 兩締盟國の一方が、第三國と總括的仲裁々判條約を締結したる場合には、本協約は該仲裁々判條約の有効に存續する限り、第三國と交戦するの義務を、前記締盟國に負はしむること無かるべし。

締盟國の一方とは英吉利で、第三國とはアメリカ合衆國を指すものだ。即ち英吉利は、合衆國と總括的仲裁々判條約を結ぶことによりて、日米開戦の際に、日本を援助するの義務を免れやうとするものだ。卑劣ではないか、除外例を認める規約には、もはや規約たるの權威は全然ない。

【考察問題】(一) イギリスは合衆國との衝突を最も恐れた。何故か。(二) 廿七八年の役の次には、日米戦争だ。との豫期をする者が少くなかった。而してそれらの論者は、改訂日英同盟を以て、一片の死文に等しいものだと憤つた。詳かに事情を了解せよ。(三) 「改訂日英同盟は片隻務的の同盟だ。」と憤る人も少くなかつた。片隻務と云ふことの意義如何。

**日佛協約** 四十年六月、日佛兩國は協約を結んで、「清國の獨立及び領土保全」と「彼我のアラヤ大陸に於ける地位並びに領土權の尊重」とを約した。蓋し、當時佛國は、一つには東洋における我が勢力を認識して、提携の利益を悟り、二つには日露戰爭に際して露國を援助した關係上、我が國からの復讐を恐れたからである。

**日露協約** 一・日露協約 ついで七月には、日露協約が成立して、「ボーツマス條約及び諸特殊條約より生ずる一切の權利を互に尊重すること」・「互に清國の獨立及び領土保全を擁護支持すること」等の數項の協約書の調印をした。之よりさき日露の媾和が成ったとはいへ、我れに「屈辱的媾和」と憤る人があれば、彼にも「大國の此の上もない不面目」と憤る人があり、かくて「第二次日露戰爭」の説が噂され、或は「ボーツマス條約は一時的休戦條約」等との評が行はれた。されど今や本協約が成立して、之等の風雲は全く一掃された。

二・日露新協約 後ち四十三年七月、日露新協約が締結されて、前協約の主義を誠實に保持し、極東の平和を確保せんが爲めに、該協約の効果を擴張せんことを約束した。東洋の平和がかくて益々保たれるやうになつたのだ。

#### 米國との外交文書の交換 日露戰爭前の我が國は、愛すべき小邦として、合衆國人の扶脅誘

導を蒙ることが少くなかつたが、該戰役の後に於ては、アジア大陸及び太平洋方面における我が國の發展が、漸く彼國人の憎惡と嫉妬とを買ふに至つた。このごろ彼は、傳統的の國策たるモンロー主義を棄てゝ、所謂小帝國主義たる南北アメリカ併呑政策へ、更に進んで帝國主義たる世界征服政策へ突き進まうとしてゐたからである。

果然、明治四十年、加州に於て邦人の學童排斥問題が起つて、やがて議會の協賛を見た。而して之を初めとして、邦人移民拒否の聲は、次第に各州でたかまり、ために兩國の國交に少からざる暗影を投じた。明治四十一年十一月、外交文書の交換をしたのは、實にこの暗影を一掃するためであつたのだ。

- 一、太平洋に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を獎勵するは、兩國政府の希望なり。
- 二、兩國政府の政策は、何等侵略的意向に制せらるることなく、前記方面に於ける現狀維持、及び清國に於ける商工業の機會均等主義の擁護を目的とす。

- 三、隨ひて兩國政府は、相互に前記方面に於いて、他の一方の有する所領を尊重するの鞏固なる決意を有す。

【考察問題】（一）日本人排斥の理由如何。（二）世界各地における日本人排斥運動に對してとるべき我等の政

策如何。

【練習問題】（一）戊申詔書煥發の理由。（二）清國の獨立及び領土保全に關する諸條約。（三）日英同盟（海兵）（四）日佛協約（同）。

## 第十六章 韓國併合

**日韓議定書** 明治三十七年二月、ロシヤに對する宣戰の大詔が煥發せらるゝや、その二十三日、我が政府は、韓國との間に日韓議定書を協定作製した。東洋平和のために、日韓兩帝國間に恒久不易の親交を保持し（第一條）、我國は韓國の獨立及び領土保全を確實に保障し（第三條）、韓國はその施政の改善に關しては我國の忠告を容れること（第四條）、等を定めた。本文は省略する。参考書について研究されたい。

【考察問題】日韓議定書第四條は、韓國における日本の優越權の承認である。日露開戦の始めにあたつて、まづこの條文を必要とした理由如何。全文は左の通りである。

第四條 第三國の侵害により、若しくは内亂の爲め、大韓帝國の皇室の安寧又は領土の保全に危険ある場合には、大日本帝國政府は、速かに臨機必要の措置を取るべし。而して、大韓帝國政府は、右大日本帝國政

韓國併合	
日韓	卅七年二月・日韓兩帝國の親交・韓國の獨立
議定書	及び領土保全・我國の忠言採用のこと
第一次	同年八月・財務顧問として日本人・外人顧問
協約	として我國の推薦する外國人・重要外交案件は我國に相談
第二次	三十八年九月・韓國保護條約・統監府・伊藤博文・理事廳を各地に
協約	掌ることとなつた。
第三次	四十年六月・海牙密使事件・從來ただ外交權をも
韓國	掌つてゐた統監は更にここに内政權をも
併合	韓國併合を希望・四十三年八月・併合條約
締結・寺内毅と李完用	書（四十二年七月・司法權をも收む）
韓國併合に關する詔書	（國號廢止（韓國號を廢して朝鮮とする） 止なき（李王家優遇（皇族の禮を以て待遇） 朝鮮貴族令（李王家の懿親・勳功者））

府の行動を容易ならしむるため、十分便宜を與ふること、大日本帝國政府は、前項の目的を達するため、軍略上必要な地點を臨機使用すること、所謂第一次日韓協約 ついで八月二十一日、兩國は更に協約を定めた。

**第一次日韓協約**

一、韓國政府は、日本政府の推薦する日本人一名を財務顧問として、韓國政府に傭職し、財務に關する事項は總て其の意見を詢ひ施行すべし。

二、韓國政府は、日本政府の推薦する外國人一名を外交顧問として、外交に關する要務は、總て其の意見を詢ひ施

行すべし。

三、韓國政府は外國との條約締結、其の他重要な外交案件、即ち外國人に對する特權讓與もしくは契約等の處置に關しては、豫め日本政府と協議すべし。

(一)協約第三を見よ。韓國の外交は殆んど完全に我國に收めた。然らばこの外交權の掌握は、何故に、東洋平和確立の第一手段か。(二)同第一を見よ。外國人一名を外交顧問として採用するが、その必要は何故であるか。(三)外交權の掌握と共に財政權の掌握も、また極めて必要である。何故か。

**第二次日韓協約** 三十八年九月、日露媾和條約の成るや、その十一月十七日、伊藤博文を特派大使となし、京城に赴いて第二次日韓協約を締結せしめた。その第三條に曰く、

日本國政府は、其の代表者として、韓國皇帝陛下の御下に一名の統監(レジデント・ゼネラル)を置く。統監は専ら外交に關する事項を管理する爲め、京城に駐在し、親しく韓國皇帝陛下に内謁するの權利を有す。日本國政府は、又韓國の各開港場及び其の他の日本國政府の必要と認むる地に、理事官(レジデント)を置くの權利を有す。理事官は統監の指揮の下に、從來在韓國日本領事に屬したる一切の職權を執行し、並びに本協約の條款を完全に實行する爲め、必要とすべき一切の事務を掌理すべし。

之れ即ち「韓國保護條約」にして、之より我國は韓國を完全に保護(主として外交を)することとなつたから、直ちに統監府を京城におき、伊藤博文を統監(ドクラン)に任命し、また理事廳を京城・仁川・釜山・元山・鎮南浦・木浦・馬山浦・その他の要地においた。

**第三次日韓協約** 明治四十年六月、露國皇帝の主唱にかかる萬國平和會議が、和蘭の海牙に開催されるゝや、韓人李相嵩・李璋鍾・李俊の三人は、「韓國皇帝の密勅を奉ず。」と稱し、列強の力を藉りて、韓國內より列強の力を退けんとし、その會議に參列せんことを企圖した。されど勿論、和蘭政府の拒斥に逢ひ、かつ皇帝李熙(李太王)は、位を皇太子埈(李王)に譲り、また我が國に對する不信を謝し、更に第三次日韓協約を締結した。その第二條に曰く、

韓國政府に於ける法令の制定及び重要な行政上の處分は、豫め統監の承認を経る事。

即ち内政をも擧げて我が指導にまつものであつて、從來たゞ外交のみに限られてゐた統監の權限は、こゝに於て大いに擴張された。

**日韓覺書** されど日韓相互の國利民福を増進し、かつ東洋平和を確保せんがためには、たゞに外交及び行政の兩權に限らず、更に司法權をも收める必要がある。よりて四十二年七月、日韓覺書を協定調印した。

第一條 韓國の司法及び監獄事務の完備したることを認むる時まで、韓國政府は司法及び監獄事務を日本政府に委託すること。

韓國併合 統監政治以來すでに五ヶ年、我が政府はその間、銳意、國弊の刷新に助力する所があつたが、もともと事大的な彼國人のことゝて、いまだに支那を忘れず、またロシヤを忘れぬものが少くなかつた。殊に一部少數の愚民どもは、我が國の野心を疑つた。前統監伊藤博文を、ハルピン驛にて狙撃した兇漢安重根等の一派は、まさしくその著しい例だ。されど有識階級の人々は、概して深く我國を信頼した。四十二年十二月、日韓合邦の議を韓國皇帝に上奏し、かつ統監府に請願した李容九以下約一萬人の一進會員の如きはそれだ。

かくの如く正奇兩面の事情を熟考すると、今や到底日韓合邦に越す策は見出せない。よりて四十三年五月、陸軍大臣寺内正毅の統監を兼ねるや、やがて八月廿日、韓國總理大臣李完用等と協議して、遂に併合條約を締結した。その冒頭に曰く

第一條 韓國皇帝陛下は、韓國全部に關する一切の統治權を、完全且つ永久に、日本國皇帝陛下に譲與す。  
第二條 日本國皇帝陛下は、前條に揚げたる譲與を受諾し、且つ全然、韓國を日本帝國に併合することを承諾す。

之によりて韓國皇帝は、韓國全部に關する一切の統治權を、完全かつ永久に我が天皇に譲與されることとなつた。

韓國併合に關する詔書 この月廿九日、天皇は左の詔書を發して、併合のことを天下に告げ給ふた。

朕、東洋の平和を永遠に維持し、帝國の安全を將來に保障するの必要なるを念ひ、又常に韓國が禍亂の淵源たるに顧み、曩に朕の政府をして、韓國政府と協定せしめ、韓國を帝國の保護の下に置き、以て禍源を杜絶し、平和を確保せんことを期せり。

爾來、時を経ること四年有餘、其の間、朕の政府は銳意韓國施政の改善に努め其の成績見るべきものありと雖、韓國の現制は尙未だ治安の保持を完うするに足らず。疑懼の念毎に國內に充溢し、民其の堵に安んぜず。公共の安寧を維持し、民衆の福利を増進せんが爲には、革新を現制に加ふるの遅く可からざること瞭然たるに至れり。

朕は韓國皇帝陛下と與に此の事態に鑑み、韓國を擧げて日本帝國に併合し、以て時勢の要求に應ずるの已むを得ざるものあるを念ひ、茲に永久に韓國を帝國に併合することとなせり。

韓國皇帝陛下及其皇室各員は、併合の後と雖、相當の優遇を受くべく、民衆は、直接朕が綏撫の下に立ち

て、其の康福を増進すべく、産業及貿易は、治平の下に顯著なる發達を見るに至るべし。而して東洋の平和は、之に依りて愈々其の基礎を鞏固にすべきは、朕の信じて疑はざる所なり。

朕は特に朝鮮總督を置き、之をして朕の命を承けて、陸海軍を統率し、諸般の政務を總轄せしむ。百官有司克く朕の意を體して事に従ひ、施設の緩急其の宜きを得、以て衆庶をして永く治平の慶に頼らしむることを期せよ。

**國號の廢止その他** 一、國號廢止、併合條約發表の日、勅令によりて、「韓國」の國號を廢して、新たに「朝鮮」と稱ぶこととした。

●李王家優遇、また李王家優遇の詔を發し給ふた。一節に宣はく、

前韓國皇帝を冊して王と爲し、昌德宮李王と稱し、嗣後此の隆錦を世襲して、以て其の宗祀を奉ぜしめ、皇太子及び將來の世嗣を王世子とし、太皇帝を太王と爲し、德壽宮李太王と稱し、各々其の配匹を王妃・太王妃又は世子妃とし、並びに待つに皇族の禮を以てし、特に殿下の敬稱を用ゐしむ。

●朝鮮貴族令、ついで朝鮮貴族令を發布し給ひ、李王家の懿親竝びに邦家に大功のあつたものを優遇するの道を定められた。

【練習問題】韓國併合の顛末を述べよ(高校)。

## 第十七章 明治天皇・昭憲皇太后崩御

### 今上天皇践祚及び即位

明治天皇御不例(全國民の憂懼・御平憲の熱禱)	天皇御不例 明治四十五年七月三
同 崩 御(明治四十五年七月三十日・御年六十一)	十日、明治天皇崩御あらせらる。御
全國民の悲歎・諸外國の哀悼・九月十五	年六十一。
日曉伏見桃山に斂葬	崩御に先づこと十日、御重症に渡らせらる、旨、突然、發表あるや、上下
今上天皇践祚 (先帝御登遐と共に践祚・大正と定む)	憂懼して措く所を知らず。愁雲忽ち
昭憲皇太后崩御 (大正三年四月十一日・五月廿六日曉伏見桃山に斂葬)	四方を鎮し、全國六千萬の臣民は舉りて天神・地祇に御回春の祈願をこめ、宮城二重橋外には、御平憲の熱
即位の禮・大嘗祭(四年十一月・京都にて行ふ・即位の禮及び大嘗祭の意義)	りて天神・地祇に御回春の祈願をこめ、宮城二重橋外には、御平憲の熱
立太子の禮 (五年十一月三日・裕仁親王・立太子の禮)	りて天神・地祇に御回春の祈願をこめ、宮城二重橋外には、御平憲の熱

禮を捧げんがために、四方より集り来るもの日に多きを加へ、終には身を以て御病に代へまつらんごするものもあるに至つた。

**天皇崩御** すでに御登遐の報が傳はるや、國民の悲歎は言語に絶し、市人は市に哭し、野人は野に泣いた。諸外國もまた深厚なる哀悼の意を致し、何れも御盛徳・御大業を稱へざるはなかつた。

實にや世界は廣く萬國は多しと雖も、一代の治世に、かくまでも國家の勢威を盛んならしめ、人民の福祉を進ましめ給ひし帝王は、古今内外を通じて絶えて無い所、御聖徳の洪大なる、炳乎として日月を仰ぐが如く、その四十六年の永い御代の御治蹟は、赫々たる光輝をまさに萬代に放つであらう。

御追號を奉りて明治天皇と申し、九月十三日より大喪儀を行はせられ、十五日の曉、靈柩を伏見桃山の御陵に斂め奉つた。(峯岸米造編 日本史纂科書)

【明治天皇の御盛徳】

左は文學博士三上參次氏の「明治昭代の歴史上の地位」と題する文中の一節である。

熟讀玩味して、大帝の御盛徳を偲びまつれ。

此の明治の大御代の偉業を以て、試みに諸外國の史上の事歴と比べ見んか、固より國に東西の差あり、時に古今の別あり、彼此の事蹟、全く同じきを得ずといへども、また其の間に自から類似共通の點の見出されざるに非すべし。

國家統一の偉業には、伊王ビクトル・エマニユエル第一世、これに似たらすや。獨逸のカイルヘルム大帝また之れに似たる所あらずや。文物に制度に將た風俗に、外國の長所を取り、學校を開き、陸海軍を張り、商業を振作して、今日の露國の强大の基を聞きしは、ベートル大帝なるが、また甚だ明治の大御代の偉業に勝るところあらずや。勤儉尚武の主義に依り、行政の機關を改め、教育の普及上進を計り、實業を奨励して國本を養ひ、以て普國の富強の基をなしは、フレデリック大王と其の父となるが、其の史を讀むものは、また明治の大御代の偉業を之れに比較せずや。強敵を破りて國威を海外に輝かし、内には文化の燐爛<sup>さんらん</sup>する盛況を呈せしは、英國女王エリザベスの時代なるが、また明治の大御代に類したる所あらずや。十八世紀の歐洲諸國の帝王は、各々其の國の國父たるを期し、諸般の改革を行ひ、舊來の陋習を破り、軍備を張り、行政に注意し、教育を勵め、權力を中央に集めたるを以て、孰れも多少明治の大御代の偉業に類似せる處あるを思ふ。又國家の瓦解せんとするを防ぎ、人才を登用し、兵制を改め、法典を設け、財政を整備し、學問・技藝を奨励し、曆法を改め、土木事業を起す大經綸は、羅馬のシーザーの事蹟に見る所なるが、時代の遠く距りたることながら、なほまた明治の大御代に似たるところあり。其の他、ナポレオン第一世といひ、アレキサンダー大王といひ、孰れも多少の類似點あり。

又比較を西隣に求むれば、近くは清の康熙帝の治績の文武並びに著しき、唐の太宗の多く賢良を善用せる、漢の文帝景帝の寛仁なる、武帝の武功の秀でたる等、また皆直ちに明治の大御代を聯想せしめざるは無し。

唐の太宗の言行を錄せるものに貞觀政要あり、古より日本及び支那にては、之れを君主の教科書と爲し、治者の鑑戒と尊ぶ。今や明治の皇帝の御言行を錄し奉らば、第二の貞觀政要とならんこと、昭々乎として明かなり。

上に比較を試みたる古今東西の諸帝王は、孰れも大帝王と尊ばれ、聖明の君と仰がるゝ人なるが故に、各々善政善績に富めるは勿論なれども、明治の皇帝は其御時代の新らしきだけに、是れ等古來の諸名君の事蹟を兼有し給へるか思ふ。

【乃木大將夫妻の自刃】 大正元年九月十三日午後八時、明治天皇の靈輦の宮城を發し給ふと同時に、陸軍大將乃木希典夫妻は、その私邸（東京市赤坂）に於て、明治天皇及び昭憲皇后の寫眞を安置し、捧ぐるに左の和歌を以てして、自刃した。

### 希典妻　靜子上

神あがりあがりましむる大君のみあとはるかにをろがみまつる

うつし世を神さりまし、大君のみあとしたひて我れはゆくなり

出でましてかへります日のなしときくけふの御幸にあふぞ悲しき

自刃の動機については、大將の遺言狀の第一條に、「自分、此の度、御跡を追ひ奉りて自殺候。恐れ入り候儀、その罪は輕からずと存じ候。然る處、明治十年の役に於いて軍旗を失ひ、その後、死處を得たく心掛け候も、その機を得ず。皇恩の厚きに浴し、今日まで過分の御優遇を蒙り、追々老衰、最早御役に立ち候時も餘日なく候折柄、此の度の御大變、何とも恐れ入候次第、茲に覺悟相定め候事に候。」とある。聯隊旗喪失以來三十有五年、その間、その功はその罪を償ふに充分であり乍ら、而もなほ聯隊長としての全責任を忘れず、遂に悲しむべき最後を決した。日本武士道の悲壯極まる龜鑑ではないか。

されば全國の新聞紙は筆を揃へて賞揚した。九段靖國神社側の遊就館は、大將夫妻の遺物を陳列して特に乃木室と命名した。東京市は乃木邸を永久に保存することとし、また邸内に乃木神社を建設した。或は有志は、栃木縣下石林なる乃木別荘や、京都府下桃山御陵近く等に、それ／＼乃木神社を建設した。また獨・英兩國は、「佩用者死没すれば、直ちに返還」すべき規定のブルール・メリット（獨逸の亂章）及びバス頸節章（英國の勳章）を、大將の忠誠に感して、規定を破つてそのまま永久に贈呈した。ちなみに東京青山墓地、そこに大將夫妻の墓はある。

**今上天皇践祚** ■ 践祚と改元 明治天皇の御登遐と共に、皇太子嘉仁親王、直ちに皇位を繼承あらせられ、その日午前一時、践祚式を挙げ、元號を改めて大正とせられた。

【践祚】皇室典範第十條に曰く、「天皇崩する時は皇廟即ち践祚し祖宗の神器を承く。」と。されば嘉仁親王は此の規定に遵はせられて、明治四十五年七月三十日午前零時四十三分、先帝崩御と同時に践祚、やがて午前一時、その式を賢所で挙げられた。

【改元】皇室典範第十二條に曰く、「践祚の後元號を建て、一世の間に再び改めざること明治元年の定制に從ふ。」と。されば同日直ちに、「大正」、「天興」、「興化」の三案について樞密院に御諮詢あり、やがて「大正」を以て御裁定あそばした。蓋し、易經の「大亨以正、天之道也。」或は「剛中而尚賢、能止而賢、大正也。」等の句に典據を有すると云はれる。

【朝見式】翌三十一日、文武百官を宮中正殿に召して、朝見の盛儀を行ひ、左の勅語を下された。  
朕、俄に大喪に遭ひ、哀痛極まり罔し。但だ皇位一日も廢くすべからず、國政須臾も廢くべからざるを以て、朕は茲に践祚の式を行へり。

顧ふに、先帝、英明の資を以て、維新の運に肩り、萬機の政を親らし、内治を振刷し、外交を伸張し、大憲を制して祖訓を昭らかにし、典禮を頑ちて蒼生を撫す。文教茲に敷き、武備爰に整ひ、庶績咸熙り、國威維れ揚る。其の盛德鴻業、萬民具に仰ぎ、列邦共に讃る。寔に前古未だ曾て有らざる所なり。

朕、今萬世一系の帝位を踐み、統治の大權を繼承す。祖宗の宏謨に遵ひ、憲法の條章に由り、之れが行使

ん恕ること無く、以て先帝の遺業を失墜せざらむことを期す。有司須らく先帝に盡したる所を以て朕に事へ、臣民亦和衷協同して忠誠を致すべし。爾等克く朕が意を體し、朕が事を獎頤せよ。

【昭憲皇太后崩御】先帝明治天皇の御登遐あらせられてから、まだ二年とも経たないのに、大正三年四月十一日、また昭憲皇太后の崩御があり、愁雲は深く天下を鎖した。五月廿六日曉、先帝御陵の御側に葬り、「伏見桃山東陵」と申し奉る。明治元年十二月の御立后以來こゝに四十有五年、その間、先帝に事へて淑徳高く、また御心を萬民の上に注がせ給ひし御事ども、いまさら申上け奉るまでもないことである。

【即位の禮・大嘗祭】大正四年十一月、今上天皇は京都に行幸して、即位の禮及び大嘗祭を挙げさせられた。即位の禮とは、践祚の御旨を、御親しく、皇祖天照大神に告げさせ給ひ、かつ國民一般に宣し給ふ儀式にして、大嘗祭とは、御代の初め、新穀にて造れる御飯・御酒を、皇祖大神をはじめ、天神・地祇に供へさせられ、かつ御親らもきこしめす儀式である。

即位の禮及び大嘗祭の舉行については、皇室典範中に左の規定がある。参考とせよ。

第四條 即位の禮及び大嘗祭は秋冬の間に於て之を行ふ。

第十一條 即位の禮及び大嘗祭は京都に於いて之を行ふ。

第十八條 りやうあん 諒闇中は即位の禮及び大嘗祭を行はず。

**立太子の禮** 大正五年十一月三日、立儲令の定むる所に遅ひ、第一皇子裕仁親王のために、立太子の禮を擧げさせられた。蓋し、法定の皇太子たる事實を、儼然たる形式を以て、廣く中外に宣し給ふ儀式である。

**壺切の御劍** 立太子の禮に際しては、賢所の大前儀に於て、天皇は次の勅語を以て、皇太子に壺切の御劍を親授あそばした。壺切の劍は歷朝皇太子に傳へ以て朕が躬に迨ベリ。今之を汝に傳ふ。汝其れ之を體せよ。」恰も天皇に三種の神器のある如く、東宮たるの御しるしには、この壺切の御劍のあることを知り奉れ。

【練習問題】(一)明治天皇の御盛徳。(二)壺切の御劍(高校)

## 第十八章 日獨の役

**日獨の開戦** ①世界大戰起る 大正三年七月、歐洲の伏魔殿たるバルカン半島に起つた墺國皇儲殿下暗殺事件を直接導火線として、獨英兩國の世界政策(獨逸の三B政策、英吉利の三C政策)の衝突を根本動因として、まづオーストリア・セルビヤ間に戦端の開かるゝや、ついで翌八月には、その戦亂は露。

佛・英・對・獨・墺の問題にまで擴大された。

日獨の役	戦況	開戦	最後通牒	世界大戰起る(大正三年七月・墺國皇儲殿下暗殺・獨英兩國の世界政策の衝突)
②宣戰の大詔(八月廿三日)	②青島攻落(難攻不落の堅壁・タルアックに對する獨逸皇帝の嚴命・海軍中將加藤定吉・陸軍中將神尾光臣・攻圍七十七日)	②最後通牒(八月十五日)	②世界大戰起る(大正三年七月・墺國皇儲殿下暗殺・獨英兩國の世界政策の衝突)	②世界大戰起る(大正三年七月・墺國皇儲殿下暗殺・獨英兩國の世界政策の衝突)
③南洋における獨領占領(海軍中將加藤友三郎・獨艦鐵滅・諸島占領)	③地中海上の活動(潛航艇攻撃・商船保護)	③南洋諸島(赤道以北を我が委任統治)	③山東問題(支那に還附)	

該協約の目的とする東亞の平和を、永遠に確保するがために、極めて緊要の事たるを思ひ、茲に誠意を以て、ドイツ帝國政府に勸告するに、同政府に於て左記二項を實行せられんことを以てす。

一、日本海及支那海洋方面より、ドイツ國艦艇の即時に退去すること。退去すること能はざるものは、直ちにその武装を解除すること。

二、ドイツ帝國政府は、膠州灣租借地全部を、支那に還附する目的を以て、一九一四年九月十五日を限り、無償無條件にて、日本帝國官憲に交附すること。

日本帝國政府に於て、叙上の勸告に對し、一九一四年八月二十三日正午までに、無條件に應諾の旨、ドイツ帝國政府よりの回答を受領せざるに於いては、帝國政府は、その必要と認むる行動を執るべきことを聲明す。

●宣戰の大詔 然るに定められた廿三日に至るも、獨逸は何等の回答をもなさなかつたから、即日、宣戰の大詔は煥發された。その中に宣はく、

朕は深く現時歐洲戰亂の殃禍を憂ひ、専ら局外中立を恪守し、以て東洋平和を保持するを念とせり。此の時に方り、獨逸國の行動は、遂に朕の同盟國たる大不列顛國をして、戰端を開くの已むなきに至らしめ、其の租借地たる膠州灣に於いても、亦日夜戰備を修め、其の艦艇、若りに東亞の海洋に出没して、帝國及び與國の通商貿易、爲めに威脅を受け、極東の平和は、正に危殆に瀕せり。是に於いて、朕の政府と大不列顛國皇帝陛下の政府とは、相互隔意なき協議へ遂げて、兩國政府は同盟協約の豫期せる全般的利益を防

護するが爲め、必要な措置を執るに一致したり。  
交戰の理由を知ることが出來やう。

●戰況 一、青島攻落 東洋における獨逸唯一の策源地たる青島は、科學の力を遺憾なく應用し、また世界最强を誇る獨逸軍の守る堅壘であつたから、難攻不落とさへ稱へられた。加ふるに皇帝ウイリヤム二世は、その司令長官マイヤーワルデワクに對して、「青島を固守せよ。極東の新建設地を、徒らに破壊せられんよりは、寧ろ敵を柏林に迎ふるに如かず。一兵・一卒の生存する限り奮戰すべし。」との嚴命を下した。

けれども、海軍中將加藤定吉を司令長官とせる第二艦隊、陸軍中將神尾光臣の率ゐる青島攻囲軍並びに英國及び佛國の海陸軍の猛撃にあふては、到底如何ともなし得ない、攻囲七十七日にして遂に陥落した。

二、南洋における獨逸占領 はじめ我が軍の青島を攻むるや、獨逸東洋艦隊の主力諸艦は、遅早くも此處を脱して、大洋上を横行し、盛んに諸國の商船を砲撃した。よりて我が海軍中將加藤友三郎の率ゐる第一艦隊は、英・佛兩國艦隊と力を協せ、次第に之等を追撃滅した。同時にマーシャル・カロリン・バラウ・マリアナ以下の南洋諸島を占領した。

●地中海・海上の活動 東洋方面における獨逸の陸・海軍の掃蕩し盡さるるや、我が海軍は第二期の行動に入り、主として地中海方面に出動して、大いに敵の潜航艇を攻撃々沈した。諸國の商船の交通は、少からず之によりて安固にされた。

**結果** 世界大戦に参加して、我國の得た無形的利益又は損失は、今暫くここに間はない。たゞ南洋諸島の問題と山東半島の問題を略述する。

●南洋諸島 舊獨逸領南洋諸島は、赤道以北の部分たるマリヤナ・バラウ・カロリン・マーシャルの四群島が、その統治を我が國に委任された。英國の委任統治に歸した赤道以南の部分に比較すれば、面積僅かに百分の一だ。第一艦隊の勞苦をだに償ふことは出來ないだらう。正義を叫ぶ英米の、不正義的解決では決してないと、誰が斷言することが出來やうぞ。

●山東問題 青島九十九ヶ年の租借権を始めとして、山東鐵道・鐵山採掘権・その他一切の利権を、我が國は獨逸から繼承したが、後ち華盛頓會議に際して、悉くそれ等を支那に還附した。還附の可否は論じない。還附に至るまでの我が外交が、頗る拙劣を極めたのを遺憾とする。(詳しく述べ)

## 第十九章 世界大戦後の諸問題

本章は時事年鑑・毎年鑑・國民年鑑・報知年鑑等を参考とした。従つて行文の不統一は免れないが、内容は各々の長所を集めたつもりだ。本章の記述を端緒として、更に委しい研究をされんことを希む。

**明治神宮御造營** 大正二年、衆議院の建議、貴族院の採擇せる帝國教育會の請願、東京市長、東京商業會議所會頭・民間有志等より内務省に提出せる陳情書等の趣旨に基きて、内閣に神社奉祀調査會を置き、審議調査を重ね、東京府豊多摩郡代々幡町大字代々木なる舊南豐島御料地に奉建と定め、其無期限借用の認許あり、國費三百四十五萬圓を以て之を造營し、明治天皇・昭憲皇太后の遺靈奉祀を治定す。同四年五月、内務省に明治神宮造營局設置。爾來、青年團等の勞役奉仕・其他公私の獻金獻木等の熱誠眞摯なる國民的の贊助後援あり、諸事着々圓滿に進捗して、九年十一月一日鎮座祭を挙げ、翌々三日第一回の例祭を行はる。

社格は官幣大社にして、例祭日には勅使の御差遣あり、更に兩陛下は御親拜あらせらる。之れ本神宮の並びなき特色たり。(時事)。

**東宮殿下御外遊** 大正十年三月三日、東宮殿下、東京を御出發、御外遊の途につかせらる。御外遊の御趣旨は、第一に御見學、第二に各國の元首・皇室との御交驩にあり。從來、皇族の方々にして、外國に御渡航あらせられたる例は數々あれど、皇太子殿下の親しく外土を踏ませらるゝは、今日初めての御事にして、實に我が皇室空前の盛事たり。右につき、閑院宮載仁親王殿下には、特に御隨員仰付けらる。

同日、横濱より、御召艦香取に召され、供奉艦香島を隨へさせられ、一路直ちに英國へ向はせらる。かくて蘇士より、地中海を経て、五月九日、無事ボーツマスに御安着、倫敦に御入京、バツキンガム宮殿にて、同國皇室の御歓待を受けさせられたる後、國賓として、同月廿九日まで御滞京。それより佛國・白耳義・和蘭・伊太利諸國を歷遊あり、到る所、皇室並びに國民の御歓待至らざるなく、殿下には終始御満悅にて、各國における政治・經濟・學問・藝術の實際を覽はせられ、又時に専門學者の御進講を聞召され、此間、また名ある景勝・戰跡は申すも更なり。劇場・遊覽場の末に至るまで御巡遊あらせられ、滯歐七旬にして、七月十九日、伊太利ナボリより歸途に就かせられ、九月三日、無事横濱御入港、御歸京遊ばされたり。

尙ほ殿下御滯歐中、英國に於ては、特に同國名譽陸軍大將に御任命あり。又ケムブリツヂ・ニチノボロ兩大學よりは、名譽博士の稱號をうけさせられ、特に同國キリスト教青年會名譽會員たることを御聽許あり。和蘭においては、同國女皇よりオランジ・ナツソード十字章の御贈進を受けさせられたり。(時事)

**東宮殿下攝政** 天皇陛下の御病患久しきに亘りて療えさせられず、昨年來、公式の儀禮等には、東宮殿下、御名代の儀を執らせられ來りたるが、十年十一月廿五日、皇族會議並びに樞密院會議の結果、滿場一致にて、殿下、攝政に任せさせらるる事となれり。よりて即日、左の大詔下さる。朕久しきに亘る疾患に由り、大政を親らすこと能はざるを以て、皇族會議及び樞密院會議の議を経て、皇太子裕仁親王を攝政に任す。茲に之れを宣布す。

翌廿六日、殿下には、賢所の儀を了へさせられ、やがて文武百官を召させられて、高橋内閣總理大臣に對して左の令旨を賜はりたり。

皇上の御不例久しきに亘らせらるゝは、予の國民と共に憂懼措ひざる所なり。今や大政を親らし給ふこと能はざるに因り、予は成典に遵ひて攝政となれり。是れ實に己むを得ざるに出づ。方今國事多端の際、予の窮屈寡徳を以て、此の重任に膺る。夙夜兢々として負荷に任へざらむことを恐る。唯だ當に先皇維新の鴻謀と、皇上紹述の宏規とを遺奉して、勵精治を求め、外は國交を執くし、内は國民の福祉を増進せむこ

とを期し、以て皇上御平塗の日を待つべきのみ。國民、予が斯意を體し、各々其業を勵り、分に隨ひて公に奉じ、上下心を一にして、以て國運の永昌を圖らんことを望む。(時事年鑑)

**東宮殿下御成婚** 御婚儀御内定あらせられてより七閏年、皇太子殿下(御正装)・良子女王殿下(御自働車鹵簿用)にて御参内、女王殿下には、五衣單衣の御儀服にて、同時刻澁谷久邇宮邸を御出門、同じく自働車鹵簿にて御参内。御道筋には幾萬の軍隊・警官・庶民など堵列して、歎呼の聲天地に満ちる。

やがて五月、御成婚祝賀會全國に行はる。世界三強の一に伍したる我が帝國の前途に、憂讐として瑞氣漲る。(時事年鑑)

**國際聯盟** 世界大戰のため、交戦國は勿論、中立國も非常の慘禍を蒙りたるを以て、世界恒久平和の希求、戰時中より各國に起れり。故に巴里媾和會議に於て、米國大統領ウイルソンが、世界平和維持の機關として、國際聯盟の設置を提倡するや、各國之れに賛同し、その成立を見、世界獨立國の大部分加入するに至れり。但し、米國は却つて之に加入せざるを以て、聯盟の實力は

未だ大いに伸びるに至らず。聯盟規約の冒頭に曰く、

締約國は、戰争に訴へざるの義務を受諾し、各國間における公明正大なる關係を規律し、各國政府間の行為を法律する現實の標準として、國際法の原則を確立し、組織ある人民の相互の交渉に於いて正義を保持し、且つ嚴に一切の條約上の義務を尊重し、以て國際協約を促進し、且つ各國間の平和安寧を完成せむが爲め、茲に國際聯盟規約を協定す。

國際聯盟第一回總會は、大正九年十一月十五日より約一ヶ月間、瑞西のジエネヴァにて開會。參加國四十一。我國よりは石井菊次郎・林權助・目賀田種太の三氏が出席。軍備縮少問題・國際司法裁判規約等を議決せり。第二回以後の總會は、毎年九月の第一月曜日を以つて召集さる規定なり。

(村川堅固西洋史)

**華盛頓會議** 開會まで 世界史上に一新紀元を劃すべき大會議は、一九二一年(大正十一年)十一月十二日、華盛頓で開かれた。參加國は、米國の外になほ日本・英吉利・佛蘭西・伊太利・支那・白耳義・和蘭・葡萄牙の八箇國。

米國がこの會議を企てたについては、少くとも三つの理由が數へられる。(1)戰後、世界の成金國となつた米國は、懷中に喰つてゐる資本を放下して、經濟的に支那・シベリヤを思ふ存分料理

したいが、それにはまづ、太平洋の平和を確保し、支那に張られた各國の利權の網を一掃しなければならぬこと。(2)過重な軍備費の負擔に對する一般國民の不平が高まると共に、平和運動が漸次勢力を得て來たこと。(3)ウイルソンの國際聯盟に反對した共和黨としても、政權維持の上から、何か之に代るべき建設的政策を示す必要があつたこと。(4)米國に氣兼ねして反古同様になつた日英同盟、それに代るべき日英米同盟を、内々英國から提議したのも、米國の決意を促す動機であつこと。

かくて開かれた大會議は正式の名を、「軍備制限會議」と云ふ。

■ 海軍制限　開會當日の十一月十二日、米國全權ヒューズによりて發表された謂ゆる爆彈的提案海軍縮少案は、各國代表を驚倒させた。案の骨子は、英・米・日・佛・伊五ヶ國の海軍勢力の比率を五、五、三、一・七五、一・七五とし、向後十年間を海軍休日(新艦建造中止)となすことであつた。海軍比率については、日本から、英・米・日を五、五、三・五にしやうとの修正を提議し、専門委員會の手に移つて審議を重ねたが、日米委員共に自説を執つて降らなかつたので、結局、首席全權の會商に委ねられ、日本は三・五説を拠棄する代りに、原案に葬られた「陸奥」を既成艦として復活し、米は建造中のワシントン・コロラド二隻を完成して、その代りに舊艦二隻を廢棄する。英

はキング・ジョージ五世級の舊艦四隻を廢棄する代りに、フード級の新艦二隻を建造し得ることとなつて妥協ができた。また佛國は主力艦の比率を承認する代りに、潜水艦を増加してその劣勢を補はうとしたが、英全權は、「佛國が潜水艦を増すならば、英國は無制限に驅逐艦を造らねばならぬ。」と反対して、補助艦問題は遂に協定の運に至らなかつた。(拙著趣味の日本地理)

■ 四國協約　四國協約は日英同盟に代るもので、はじめ日・英・米の三國によつて計畫され、後ち佛蘭西も參加して調印した。案の骨子は、「協約國が太平洋上に有する領土・屬地を保全し、萬一何かの紛糾が起つて、外交手段で解決のできない時には、聯合會議を召集しやうと云ふのである。ところが條約文中の「領土」の中に、日本本土を含ませたことが問題となり、米國側では、「日本々土まで面倒を見るのは御免だ。」と云ひ、日本の輿論は、「外國から本土の安全を保證されるなどとは屈辱だ。」と云ひ、全く別の見地から、甚だしく非難せられた。そこで日本全權は、政府の訓令により、「領土」の字義中には本土を含まざるものと解すべきやう、特別の附帶條約を作ることに成功した。

■ 支那問題(九ヶ國條約)　支那問題とは要するに、支那における無盡藏の富源開發に關し、列國間に協調を遂げんとするものである。然るにそこには、(1)各國の勢力範囲の設定、(2)之に伴

ふ勢力均衡の保持と云ふ二つの邪魔物がある。そこで資本魔が、支那大陸で平和的經濟戦を行ふには、どうしても右の邪魔物を追拂ひ、支那の政治的獨立及び領土保全・門戸開放・機會均等の主義を確立しなければならぬ。

十一月十六日の極東及び太平洋總委員會に、支那全權から、支那問題解決の基礎たるべき十ヶ條を提案したが、之には米・支間の了解があるらしかつた。よりて各國全權は、ともかくも贊意を之に表して、討議の基礎とする事になつたが、米國全權ルートは、更に、(1)支那の政治的獨立、(2)支那の内部的統一促進、(3)機會均等主義の確立、(4)特權要求の否認の四原則より成る決議案を提出し、總會の通過を見た。これ列國の今後の對支政策の基調をなすべきもので、謂ゆる九ヶ國條約である。

**五 山東問題** 支那全權は山東問題を、極東及び太平洋委員會の議に上せやうとしたが、日本全權の反対に會ひ、結局、英・米兩全權斡旋のもとに、全く日・支間だけの別種の問題として交渉を開くことになり、兩國全權委員三十回餘に亘つて折衝を重ねた結果、協定が成り、大正十三年九月開催の國際聯盟第五回總會に報告された。(年鑑)

大正十二年六月廿五日、北京で、第一回の日支交渉が開かれて以来、多少の曲節はあるけれども、華盛

頓條約の定むる期日十二月一日までには、山東鐵道保證額の未決を残す外、全部の協定調印を終つた。

帝國政府は、約に従つて着々還附し、十二月十日には守備軍民政部を廢止し、新設の青島領事館に其事務を引継ぎ、軍司令部の廢止と共に、軍隊の撤去をはじめ、廿一日までには全部内地に引き揚げた。ゲエルサイエ條約では合辦となつてゐた山東鐵道は、新協定では買収となり、專管居留地たるべきものが、共同居留地となり、結局、自開商埠地と化した等、帝國政府の主張は隨分譲歩された。されば國民中には、「日英同盟の證により、山東の一角から、血を以て獨逸の勢力を驅逐して以來、實に入ヶ年の長きに及んだが、帝國の得たものは、たゞ長年月に亘る支那との紛争と、獨逸人からの怨恨にすぎなかつた。」と稱し、憤慨する者が少くなかつた。シベリヤ出兵と共に、帝國最近の外交の二大失敗とも云ふべきであらう。(毎日)

尙ほ日本全權は、一月五日の極東委員會で、問題の對支要求廿一ヶ條第五項の撤回、及び、滿蒙投資優先權の放棄を聲明した。(年鑑)

**四 ヤツブ島問題** 日米懸案のヤツブ島問題に關しては、一九二一年(大正)六年以來、兩國政府間に交渉を進めてゐたが、華盛頓會議中も別個の問題として商議を繼續し、十二月に入つて圓満なる解決を見るに至つた。(年鑑)

同島問題の解決は、左の三主點について行はれた。

(1) 日本は、海底電信線陸揚地としてのヤップにおける米國及び他の諸國の権利を承認す。

(2) 米國は、日本のヤップ島委任統治権附與に對する反對を撤回す。

(3) 米國はヤップよりカアムに至る線、日本はヤップより上海に至る線を有し、またヤップよりメナドに到る線に對する和蘭の利益を承認す。(時事年鑑)

**日英同盟廢棄** 四國協約の締結によりて、日英同盟は必然的に廢棄された。廢棄の主なる理由は、第一は米國の反對、第二は加奈陀の反對、第三は合衆國に對する英國の阿諛的國策だらう。

●●●●●  
米國の反對 第三次日英同盟の條文によれば、前にもすでに述べたやうに、「日・英兩國の各々は、仲裁々判條約を締結せる國に對しては、交戦の義務を負はない。」と云ふ定めである。然るに英・米兩國間に交渉が進みつつあつた右の仲裁々判條約は、米國上院の反對に會ふて、成立することができなかつた。そこで米國は、該同盟の効力の自國の上に及ぼんことを恐れて、大正十年七月、まさに期限の満了せんとするや、頗りに繼續に反対の意を表はした。

日英同盟の存續は、或る意味に於いて、日英兩國の支那における利權の壟斷である。然るにこのころ米國は、その國策を、モンロー主義から帝國主義へ變更した。そこで、云はゞ、支那に對する割込運動の第一

歩として、日英同盟を破壞して、之に代ふるに日英米の三國同盟を以てしやうとしたのだ。

●●●●●  
加奈陀の反對 同盟の期限満了にさきだちて、帝國政府は、之が改訂の方式如何に關し、植民地の意図を

探つた所が、豪洲・加奈陀、殊に加奈陀が猛烈に反対した。これ同塊方は、日米が萬一兵端を開いた場合に、此の同盟に累さることが最も大きいからである。

●●●●●  
英國の阿諛的國策 世界大戰の前後に於て、米國の勢力は俄然として進展し、論者をして、「第二の世界大戰は英米の爭覇だ。」とすら云はしめるに至つたが、之に反して英國の勢力は、動もすれば衰頹の色を表はして來た。アイルランドの獨立・印度以下諸植民地の離叛運動等、數へて來るなら決して少くはあるまい。そこで英國は、暫し自重隠忍するため、米國に阿諛する國策をとる必要になつたのだ。即ち、日英同盟の破棄は、米國の歡心を買はんがために外ならぬ。

**對露問題** 大正七年、寺内々閣のシベリヤ出兵の理由は、何よりもまづ、米國の勸誘に應じて、チエクスロバーク國を援助しやうとしたことだ。ついでまた、過激主義の東漸を防遏しやうとしたことだ。爾來、歲を閱すること五年、兵を動かすこと七萬、殺傷すること三千六百、國帑を費すこと七億、而もその間には、尼港在留の邦人七百餘人が、暴民バルチザンに虐殺されたこと(九年)を始めとして、思ひ出しても身の毛のよだつことのみが各地に續出した。

十三年六月、清浦内閣に代りて三派提携の加藤謹憲内閣が成立するや、その七月直ちにシベリヤ撤兵のことを決し、やがて十月末日全部の撤兵を断行した。

十四年一月、多年攻争の日露兩國の國交が恢復した。回顧すれば大正十年の松島・ユーリンの大連會議以來、翌年の松平・ヨツフェの長春會議、翌々年の川上・ヨツフェの東京會議を経て、今回の芳澤・カラハンの北京會議に至るまで約五ヶ年、その間、決裂につぐ決裂、迂餘曲節の多かつたことよ。「今回の日露條約たるや、露支條約よりも數等完全で、また英・佛・伊がやつた無條件承認さも異りて、露國承認に新機軸を作つたものだ。」と云へば、誇らしさも覚えるが、「露國人の怨恨と、諸外國人の疑惑、それがシベリヤ出兵の唯一の報酬だ。」と云へば、山東問題と共に、本問題は、我が國最近外交の一一大失敗であつたと云ふことを、今更ながら痛感する。

**關東大震災** 大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十四秒、突如として起つた震幅四寸の大激震は、東京・神奈川・靜岡・千葉・埼玉の一府四縣に亘つて、地上に存在する總ゆる建造物の大部分を倒壊すると共に、湘南の地には大海瀬を伴ひ、東京・横濱兩市に於ては、相次いで發した大火、災のために、前者の大部を焦土に化し、後者を殆んど全滅せしめた。死者十萬、罹災者二百萬、失はれた國富約百億一千萬圓、有史以來の大慘事にして、また世界災異史中の最大記録であらう。

**滿洲出兵** 大正十四年十二月、張作霖・郭松齡の對戰に鑑み、わが政府は滿洲に出兵することに決した、十五日、久留米・朝鮮兩師團に動員令が下り、十七日、派遣軍は續々門司を出發した。

されど翌年一月には、早々より派遣兵を歸還せしめ、廿日、第二師團に屬する歩兵一大隊の下

關着を以て、全員の内地歸還を了した。(朝日)

### 李王殿下薨去

朝鮮王李王殿下には、慢性腎臓病にて久しく御加養中であつたが、大正十五年四月二十五日午前六時十分、御歳五十三歳を以て薨去遊ばされた。畏きあたりでは殿下的御功績を嘉せられ、殊に元帥の禮遇を賜ふ旨の有難き御沙汰を下され、尙ほ御葬儀は國葬を以て行はれることとされた。(同)

### 大正天皇崩御・今上天皇即位 謹みて日誌を抄錄し奉る。(地理教育、朝日)

大正十五年

十二月十七日 全國の神社一齊に聖上陛下の御平瘞を祈願。

同 二十二日 秩父宮殿下マセスチック號にて米國へ向けロンドン御出發。

同 二十五日 午前一時二十五分、聖上崩御。全國民慟哭。

皇室典範の明文により聖上崩御と同時刻に皇太子裕仁親王即位。皇室葬儀令によりて本日

以後六日間廟朝。崩御と同時刻を以て昭和と改元。

### 昭和元年

十二月廿七日 大行天皇の御靈柩葉山より東京に還御。

同 廿八日 宮中正殿にて朝見の大儀を舉げさせらる。

同 三十一日 大行天皇の御陵を東京府下南多摩郡横山村大字下長房字龍ヶ谷戸と御内定。

### 昭和二年

一月三日 宮内省告示第一號を以て、陵墓地の名稱を武藏陵墓地、所在及び地域を東京府南多摩郡横

山村・淺川村・元八王子村所在御料地内と定め、大行天皇の陵所を武藏陵墓地内横山村大字下長房字龍ヶ谷戸と定む。

同 十七日 秩父宮午後三時横濱御入港。

同 十八日 大行天皇の御追號を大正天皇、御陵名を多摩陵と決定。

二月七日 大正天皇の御斂葬儀を取り行はせらる。

同 八日 早朝御陵所の御儀を行はせられ御斂葬儀全く終了。

同 十二日 大正天皇の五十日祭を嚴かに行はせらる。第一期喪が明け一般國民は喪章を取外す。

## 現代史概括問題

### 時代の區分に關する問題

現代（明治維新より現時に至るまで）は、學者によりて之を左の三期に區分する。理由如何。

**大政維新时期** 明治時代の初期にして、およそ明治元年より同十年頃までに當り、内に於ては明治新政府の創立・版籍奉還・廢藩置縣・歐米文物制度の採用等の諸事件があり、外に向つては外交方針の一變・征韓論及び朝鮮との修好・支那との修好・臺灣征伐・北海道の拓殖・千島樺太の交換等、而して本期の終末に區割づけるものとして佐賀・熊本・萩の亂・西南戰役等の諸事件のあつた時代。

**憲法定期** 明治時代の中期にして、およそ明治十一年頃より同二十三年頃までに當り、外に向つては日清間の係争たる朝鮮問題が尙ほ解決しないけれども、内に於ては憲法の制定・帝國議會の開設等のことがあつて、立憲政體が次第に確立した時代。

**國勢發展期** 明治時代の末期より現時に至る間にして、およそ明治廿四年頃より以後に當り、明治廿七八年戰役・治廿三年清國事變・明治廿七八年戰役・韓國併合・日獨戰役・條約改正・日英同盟・諸外國との協約等の諸事件を含む時代。尙ほ本期に於て、國民は、<sup>かな</sup>哀しくも明治天皇を喪ひ奉つた。

### 第五編 現代 現代史概括問題

## 時代の特徴に関する問題

一、大政維新期は、從來よりの地方的割據の精神と、新たに勃興した統一的中央集権の精神との衝突の時代である。換言すれば極めて危険な過渡期である。然らば我等は、如何にしてこの過渡期を乗り越え得たか。内外両面の形勢から考察せよ。

二、憲法制定の次第を詳述せよ。

三、日清戦役以後における國勢發展の狀況を詳述せよ。及び、日獨戰役後における我國の大勢を述べよ。

## 諸種の問題

- 一、幕府時代の軍人と現今の軍人との採用の異なる點を述べよ(海兵)。
- 二、大政奉還より明治十年までの事變につきて述べよ(海兵)。
- 三、明治廿年以後における條約改正の経過如何(海兵)。
- 四、日英同盟及びその経過如何(高校)。
- 五、幕末及び維新より現今までの間ににおける學制の沿革を問ふ(商船)。
- 六、朝鮮牛島における我國と清露兩國との關係を述べよ(陸士)。
- 七、維新後における日鮮の關係を述べよ(陸士)。
- 八、本邦政治上の三大變革を挙げて説明せよ(海經)。

## 開港大五都

## 大如鏡

# 現代史年表

## (一) 代時正大治明

### (1) 期新維政大

明治元(二五二八)……一月、鳥羽伏見の戦。二月、各國公使始めて朝見。三月、五條の御誓文。八月、即位の大禮。十月、東京に行幸。十二月、皇后冊立。

二(二五二九)……一月、薩・長・土・肥四藩主の版籍奉還奏請。三月、再び東京に行幸。六月、版籍奉還允許。十二月、電信創設。

三(二五三〇)……二月、樺太開拓使設置。十二月、新律綱領頒布。

四(二五三一)……一月、兩京大阪間に郵便設置。四月、東山・西海兩鎮臺設置。七月、廢藩置縣。十月、大使を歐米に遣はす。十一月、琉球民臺灣に惨殺さる。

五(二五三二)……二月、東京・樺濱間に鐵道敷設。八月、學

## (二) 代時正大治明

### (2) 期新維政大

明治  
121  
明  
治

明治六(二五三三)……一月、太陽曆實施。六鎮臺設置。徵兵令發布。六月、改定律令發布。十月、祝祭日休暇制定。征韓論破裂。

七(二五三四)……一月、民選議院設立建白。二月、佐賀の亂。四月、臺灣征伐。十二月、臺灣征伐終る。

八(二五三五)……四月、元考院・大審院の設置。五月、千島・樺太交換。六月、地方官會議召集。九月、江華島事件。

九(二五三六)……二月、朝鮮との修好成る。十月、神風連の亂。萩・秋月の諸亂。

同一〇(二五三七)……二月、西南役起る。三月、萬國郵便聯合條約に加盟。五月、博愛社創立。十一月、電話架設。

## (三) 明治時代

## (1) 憲法制定期

明治二年

(は)

明治二年（一八七五年）六月、郡・區・町・村編制法制定。一二（一八七九）三月、始めて府縣會開催。八月廿一日、今上天皇御降誕。十二月、國會開設請願起る。

明治二年（一八七五年）七月、刑法・治罪法公布。

明治二年（一八七五年）十月、國會開設の大詔。此年、自由黨成る。

明治二年（一八七五年）一月、軍人勅諭下る。三月、九州改進黨・立憲帝政黨組織。七月、朝鮮京城の變。

明治二年（一八七五年）四月、米國下關賃金を還附す。

明治二年（一八七五年）五月、制度取調局設置。朝鮮への海底電線敷設。十二月、朝鮮京城の變。

明治二年（一八七五年）一月、朝鮮との媾和條約成る。四月、天津條約締結。十二月、始めて内閣を組織す。

明治二年（一八七五年）一月、北海道廳設置。四月、メートル條約加盟。十月、ノルマントン號事件。十一月、朝鮮との鐵道開通。

明治二年（一八七五年）二月、帝國憲法發布。十月、東京・京都間の鐵道開通。

明治二年（一八七五年）二月、金鷹勅諭制定。十月、教育勅諭下る。十一月、第一回帝國議會召集。京都御所を京都皇居と改稱。此年、裁判所構成法・民事訴訟法・府縣郡制等公布。

明治二年（一八七五年）五月、露國皇太子の湖南事件。

## (四) 明治時代

## (2) 法制定期

明治二年

(は)

明治二年（一八七五年）一月、赤十字條約加盟。

明治二年（一八七五年）一月、始めて電燈を東京に點す。

明治二年（一八七五年）四月、市・町・村制及び権密院官制公布。

明治二年（一八七五年）五月、始めて博士號を加藤弘之に授く。

明治二年（一八七五年）十二月、皇居を宮城と改稱。

明治二年（一八七五年）二月、帝國憲法發布。十月、東京・京都間の鐵道開通。

明治二年（一八七五年）二月、金鷹勅諭制定。十月、教育勅諭下る。十一月、第一回帝國議會召集。京都御所を京都皇居と改稱。此年、裁判所構成法・民事訴訟法・府縣郡制等公布。

明治二年（一八七五年）五月、露國皇太子の湖南事件。

明治二年（一八七五年）七月、日英改正條約成る。豐島沖の海戰。

明治二年（一八七五年）七月、伊藤博文等條約改正調査委員拜命。

明治二年（一八七五年）二月、文官俸給十分の一を製糖費に填充の詔下る。五月、韓國防禦令事件終結。

## (五) 明治時代

## (1) 國勢發展期

明治

(五)

八月、對清國宣戰布告。日鮮同盟條約締結。九月、大本營を廣島に轉送。明治二八年(一五五五)……四月、日清撫和條約成る。十一月、遼東三〇〇(一五五七)……三月、金貨本位制施行。十月、朝鮮その還附。同二九年(一五五六)……六月、日露協商成る。同三一〇(一五五八)……四月、東京奠都三十年祝賀式舉行。同三二〇(一五五九)……二月、東京・大阪長距離電話開通。七月、同三三〇(一五六〇)……五月、皇太子殿下今上天皇御成婚。十二月、同三四〇(一五六一)……四月、皇太子廸宮御誕辰。同三五〇(一五六二)……一月、日英同盟成る。同三七〇(一五六四)……二月、旅順口外・仁川沖の戰。對露國宣戰布告。十一月、二〇三高地占領。

## (六) 明治時代

## (2) 國勢發展期

明治

(六)

明治三八年(一五六五)……一月、旅順口陥落。三月、奉天占領。五月、日本海々戰。八月、日英同盟擴張。九月、ボーツマス條約。十月、大觀禮式舉行。十二月、大使館設置。統監府設置。同三九年(一五六六)……四月、凱旋大觀兵式舉行。同四〇〇(一五六七)……六月、日韓新條約成る。日露協約成る。七月、日韓新條約成る。八月、戊申詔書下る。十一月、米國との外交文書交換。同四一〇(一五六八)……十月、明治天皇崩御。同四五〇(一五六九)……七月、伊藤博文殺さる。同四三〇(一五六〇)……七月、日露協約成る。八月、韓國併合條約成る。同四五〇(一五六七)……七月、乃木希典薨去。

## (七) 代 時 正 大 治 明

## (3) 期 展 發 勢 國

大正	三(一五七四)…四月、昭憲皇太后崩御。八月、對獨宣戰 布告。十二月、赤十字救護班英國派遣。
四(一五七五)…五月、日支條約調印。十月、朝鮮鐵道一千哩祝賀式舉行。十一月、即位の大禮舉行。	同
五(一五七六)…七月、日露協約締結。十一月、立太子の大禮舉行。	同
六(一五七七)…十一月、日米共同宣言。	同
七(一五七八)…五月、日支軍事協定締結。八月、シベリヤ派遣軍出發。十一月、歐洲大戰役休戰條約成る。	同
九(一五八〇)…四月、尼港事件。七月、ザバイカル州撤兵宣言。十月、第一回國勢調査。臺灣州發表。	同

## (八) 代 時 正 大 治 明

## (4) 期 展 發 勢 國

123  
大  
正

大正	一〇(一五八一)…三月、皇太子殿下海外巡遊御出發。八月、華盛頓會議參加案内狀來る。十一月、皇太子裕仁親王攝政に任せらる。
同	一一(一五八二)…一月、樺太町村制公布。四月、山東撤兵條約調印。英國皇太子退京。九月、皇太子殿下御婚約。十一月、山東遷附協定調印。
同	一二(一五八三)…九月、關東大震災。十一月、國民精神作興に關する詔書頒發。
同	一三(一五八四)…一月、東宮殿下御成婚式。
同	一四(一五八五)…三月、東京無電放送局正式放送許可。普選案通過。四箇師團廢止確定。五月、大婚廿五年祝典。秩父宮殿下英國郊留學のため御出發。八月、訪歐飛行機出發。

## (九) 代 時 正 大 治 明

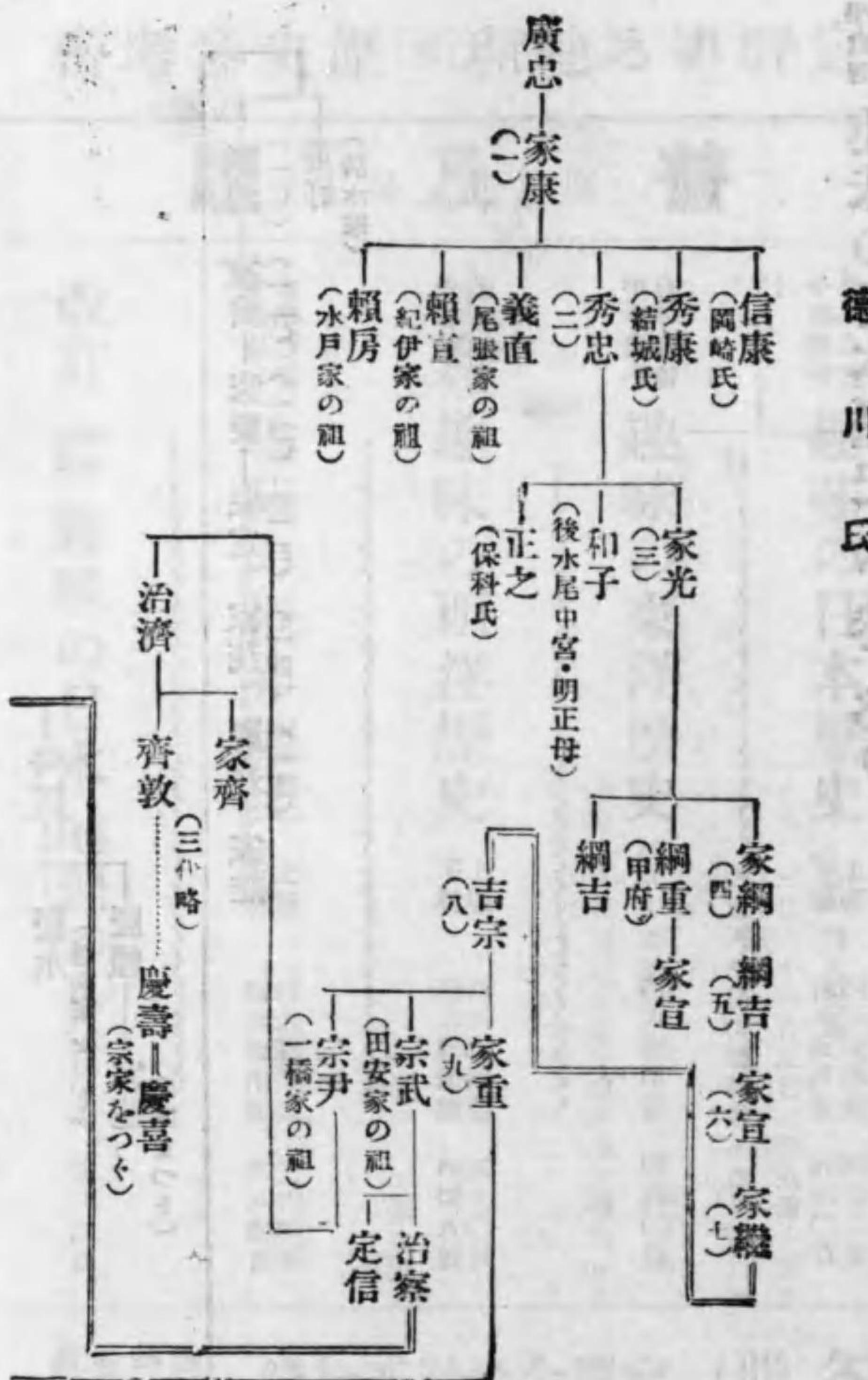
## (5) 國勢發展期

124  
今上同  
二二五八七)

十二月、六日午前八時十分皇孫内親王御誕生。「照宮成子内親王」と御命名あらせらる。昭和と改元。

四月、李王殿下薨去。七月、陸軍は歩兵の在營年限を一ヶ年半に短縮。十月、後村上天皇の次へ長慶天皇が御在位あらせられたこと確定。皇統譜に列すべき旨勅語宣布。同、第三回汎太平洋學術會議開催。東京帝國大學大講堂にて發會式を舉ぐ。

十二月、二十五日午前一時二十五分天皇崩御。同時に皇太子裕仁親王即位せらる。





中等参考  
趣味の日本歴史 下巻 終り

自學自習  
中等參考  
趣味の日本歴史

下巻 四六版洋裝 四七二頁

自學自習  
中等參考  
趣味の東洋歴史

四六版洋裝 四四〇頁

自學自習  
中等參考  
趣味の西洋歴史

下巻 四六版洋裝 四九〇頁

自學自習  
中等參考  
趣味の世界地理

下巻 四六版洋裝 三四四頁

改訂 中等参考  
趣味の日本地理

四六版洋裝 四三二頁

冊各料送  
錢拾貳圓壹金價定 (冊各)

容内	橋本辰彦著	角田政治著	橋本辰彦共著	内容
「趣味の日本地理」の姉妹篇で、材料精確豊富、文章流暢、趣味に富み、日本地理と同じく、獨特の光彩を放つてゐる。各章毎に試験問題及練習問題等を十分に載せてあるので、「日本地理」と同じく學生の第一参考書として各學校に推薦を受く。	徒に史實を羅列したものは本當の歴史にあらず、又無闇に面白い事實を集めたものも眞正の歴史にあらず、本書は之に鑑み著者獨特の史眼を以て趣味ある敍述の中に科學的日本歴史の體系を備へ記憶及練習に必要な表解・試験問題・考察問題等を十分に載せてある自習及受験参考書。	「趣味の日本地理」の姉妹篇で、材料精確豊富、文章流暢、趣味に富み、日本地理と同じく、獨特の光彩を放つてゐる。各章毎に試験問題及練習問題等を十分に載せてあるので、「日本地理」と同じく學生の第一参考書として各學校に推薦を受く。	徒に史實を羅列したものは本當の歴史にあらず、又無闇に面白い事實を集めたものも眞正の歴史にあらず、本書は之に鑑み著者獨特の史眼を以て趣味ある敍述の中に科學的日本歴史の體系を備へ記憶及練習に必要な表解・試験問題・考察問題等を十分に載せてある自習及受験参考書。	
橋本辰彦著	角田政治著	橋本辰彦共著	橋本辰彦著	
自學自習	自學自習	受験用参考書	改訂参考	
中等参考	中等参考	中等参考	中等参考	
<b>趣味の日本歴史</b>	<b>趣味の日本地理</b>	<b>改訂参考</b>	<b>改訂参考</b>	
上四五六頁 下四五六頁 四六判洋裝	上三四五頁 下四五六頁 四六八頁 上卷價壹圓九十九十錢 下卷價貳圓六十錢 送料各金十二錢	四二〇頁 四六判洋裝 定價金壹圓九十錢 送料金十二錢	四二〇頁 四六判洋裝 定價金壹圓九十錢 送料金十二錢	

大正十四年九月十七日發印  
昭和三年四月十三日廿一五一版刷行副



普及版 定價金壹圓二十錢

著者 橋本辰彦

発行所 東京市四谷區新宿町一丁目八十八番地  
東京市神田區小川町一番地  
印刷者 矢澤文次郎

電話四谷二二一一番  
振替口座東京二七一三〇番

自習参考 趣味の日本歴史 下巻

橋本辰彦著	自學自習 趣味の東洋歴史	四六版洋裝 四二三頁	定價金壹圓九十錢 送料金十二錢
-------	--------------	---------------	--------------------

橋本辰彦著	中學參考 趣味の西洋歴史	上卷(四六版洋裝) 下卷(四五〇頁)	上卷價金貳圓 下卷價金十二錢 送料各金十錢
-------	--------------	-----------------------	-----------------------------

橋本辰彦著	中等日本史	四六版洋裝 四三二頁	定價金壹圓六十錢 送料金十二錢
-------	-------	---------------	--------------------

橋本辰彦著	受驗參考 中等日本史	四六版洋裝 四三二頁	定價金壹圓六十錢 送料金十二錢
-------	------------	---------------	--------------------

橋本辰彦著	受驗參考 新しい日本地理	四六版洋裝 四六〇頁	定價金壹圓六十錢 送料金十二錢
-------	--------------	---------------	--------------------

橋本辰彦著	地理書の生命たる最新の統計を網羅してある點は恐らく最も特色とする所で、而も嚴選された材料を豊富に覺へ易く排列して其の上入學及模擬試験問題を挿入して其れ等に對して新しい解答法を示してあるなど自習及受験用には最適の良参考書である。	四六版洋裝 四三二頁	定價金壹圓六十錢 送料金十二錢
-------	---	---------------	--------------------

石塚好忠著	受驗参考及自學自習用 漢文の解釋と文法	四六版洋裝 四八二頁	定價金壹圓五十錢 送料金十二錢
-------	---------------------	---------------	--------------------

本多吉雄著	自學自習用 代數學問題の解き方	四六版洋裝 四二二頁	定價金貳圓 送料金十二錢
-------	-----------------	---------------	-----------------

瀬尾徹著	力のつく中等一二年の代數	四六版洋裝 四七〇頁	定價金壹圓九十錢 送料金十二錢
------	--------------	---------------	--------------------

橋本辰彦著	古美術鑑賞の要點を指せる 古社寺巡拜(關東)	四六版美本 一〇四頁	定價金四十五錢 送料金四錢
-------	------------------------	---------------	------------------

橋本辰彦著	本書は奈良・京都・伊勢・鎌倉・日光等の旅行にはなくてはならぬ書である各古社寺につき建築、彫刻・繪畫について各時代に分けて其れぞく寫眞版を挿入して注意して見るべき要點を指してあるから本書の利用によつて始めて意義ある旅行が出来るものと信ずる。	四六版洋裝 四七〇頁	定價金四十五錢 送料金四錢
-------	---	---------------	------------------

# 瀬 尾 徹 著 實力養成 受験界の代數

四六版假縫 四二〇頁 定價金壹圓三十錢

本書は高等學校、専門學校及專檢受験者の試験準備書として、代數學全般に亘り専ら既習事項の補習と現に學びつゝある事項とを一會明確に理解せしめる事に力を用ひ、受験上の参考、注意答案の書き方等を洩れなく記載し、最近五ヶ年間の試験問題を掲げて詳密の解答を附してある。

古 田 兵 衛 著

實力養成 受験界の代數

四六版洋裝 下上二二〇三〇頁 定價金壹圓三十錢

本書は高等學校、専門學校及專檢受験者の試験準備書として、代數學全般に亘り専ら既習事項の補習と現に學びつゝある事項とを一會明確に理解せしめる事に力を用ひ、受験上の参考、注意答案の書き方等を洩れなく記載し、最近五ヶ年間の試験問題を掲げて詳密の解答を附してある。

吉 木 利 光 著

本位問題 受験界の代數

四六版洋裝 二九八頁 定價金壹圓三十錢

本書は愛験準備の「ノート」代用として短期間の復習に最も効果のあるやう編纂したものである。各章の終りに最近十五年間の問題を掲げて、一々詳密の解き方を示し、且つ本文の問題の何れにも澤山の圖解を掲げてあるから受験及獨學者の参考書として他に比類がないと云ふも敢て過言ではあるまい。

吉 田 兵 衛 著

受験及自習用 化學の講義と問題

四六版洋裝 中等三四四年用 三五六頁 定價金壹圓九十錢

改正化學教授要目に據り非金屬を講義したもので、講義は必要な事を簡單明瞭に分り易く述べ、問題は最近二十年間に於ける高等程度諸學校の入學試験問題の殆んどすべてを集め、これを分類整理して化學的體系を整へ、問題毎に出題の學校名があり一々詳密の解き方を示しそれに答を附してある。

濱野宮之助 著 中學・師範自習用 小學教員検定用 法制經濟精說

四六版洋裝 四二〇頁 定價金壹圓六十錢  
四六版洋裝 四〇〇頁 定價金一圓六十錢  
四六版洋裝 四〇〇頁 定價金一圓六十錢

本書は中學・師範・實業學校等に於ける法制經濟の學習の指針となすため又小學教員検定受験者の受験指導書となすために書いたものである。すべて體系を立て問題本意に書いてある實際に出た問題や必要な重要な問題を數多く掲げてその解答が示してあるから解答の要領程度等をよく知ることが出来る。

濱野宮之助 著 小學校教員検定受験用 修身科精說

四六版洋裝 四〇〇頁 定價金一圓六十錢  
四六版洋裝 四〇〇頁 定價金一圓六十錢

本書は小學校教員検定受験者の爲めに各中等學校の教科書及び各府縣の出題問題を嚴選し之に著者が重要と認めた問題を系統的に配列してこれに一々模範答案を附してあるから、修身科についてどんな問題が出でどんなふうに書いて良いかが本書によつて分れる。

中村ヨシ先生校閲 裁縫研究會著 小學校裁縫專科教育と裁縫教授法

四六版洋裝 三五四頁 定價金壹圓五十錢  
附錄 檢定試験問題集 三五四頁 送料金十錢

本書は小學校裁縫專科志望者の爲めに數年來受験指導に苦心せる實地指導案である。實地にはかなりの腕を持つて居りながら、理論方面の研究で最も難解とし困難視される所の教育大意と教授法について系統的に順序よく配列して各章につき問題と其の解答を掲げ最も分り易く平易に叙述したる受験及學習指導書である。

佐々木幹夫著 小教員受験準備の指導

四六版美本 五五二頁 定價金壹圓八十錢  
送料金十二錢

本書は獨學・自習・教員志望者の爲に其の手引となり且つ最も分り易く平易にして理解し易きやう趣味ある文章を以て教員立身受験案内・各科準備法・各科受験準備學習法・受験法の要訣・合格體驗記・尋准・小准・尋正・小本正・專正等の各科試験問題・各科模範答案等親切にもれなく記載してある。

法政學會編輯部編 最普通文官試験模範答案集

新四六版 六七〇頁 定價金貳圓  
四六版假綴 送料金十二錢

本書は大正十三年より昭和三年度に至る憲法・行政法・民法・刑法・經濟等の法制經濟を始め國語・漢文・地理・歴史・算術等の普通學について普通文官合格の模範答案を示して受験者の實力及實際の試験に處して直ちに合格的答案が作製し得る準備書として現れたものである。

阿部龜次郎著 中學校受験生の算術

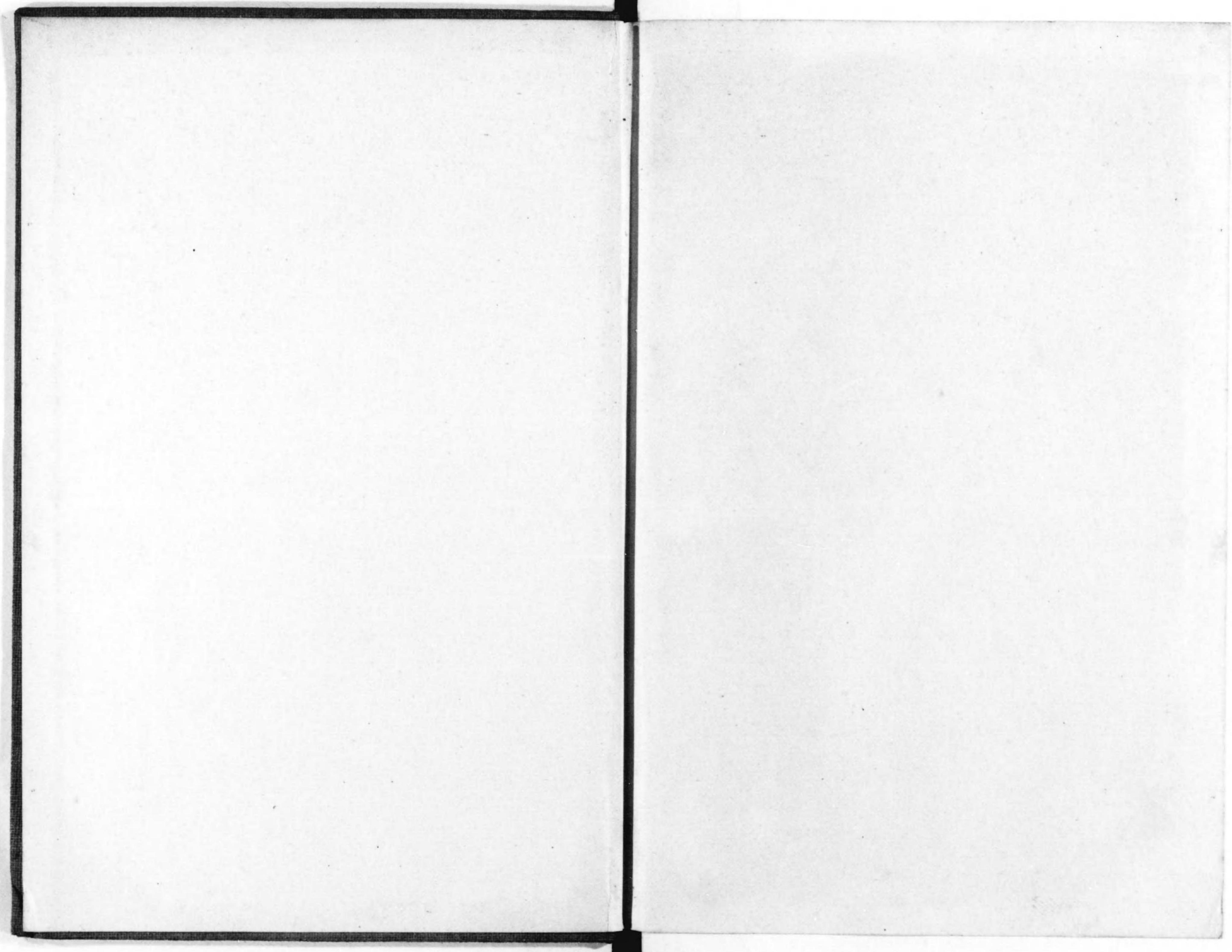
四六版假綴 二六〇頁 定價金六十五錢  
定價金六十五錢 送料金六錢

本書は算術全體について各章毎に先ず基本問題を掲げて其の考へ方・解き方・要項・算式・要旨・解法上の注意を示し、次に類題と題して最近三ヶ年間の入學試験問題の中から代表的のものを選擇して順序正しく配列し、スラノーと難問題も容易に解ける様にしてある。

兒童教育研究會編 卷十一、十二 國語の學習と受験準備

四六版假綴 三〇〇頁 定價金六十五錢  
定價金六十五錢 送料金六錢

本書は尋常六學年國語讀本卷十一、十二の各課に就いて其の大意語句の読み方、意味を十分に正しく分りやすく書いて自學自習のよく出来る様にしてあるから自習及復習書としても申分の無い優秀のものである。



終

